

半 期 報 告 書

(第28期中) 自 平成20年 3 月 1 日
至 平成20年 8 月 31 日

株式会社ファミリーマート

(E03125)

第28期中（自平成20年3月1日 至平成20年8月31日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年11月10日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ファミリーマート

目 次

	頁
第28期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1. 【主要な経営指標等の推移】	2
2. 【事業の内容】	4
3. 【関係会社の状況】	4
4. 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1. 【業績等の概要】	5
2. 【最近の営業の状況】	8
3. 【対処すべき課題】	12
4. 【経営上の重要な契約等】	21
5. 【研究開発活動】	21
第3 【設備の状況】	22
1. 【主要な設備の状況】	22
2. 【設備の新設、除却等の計画】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1. 【株式等の状況】	23
(1) 【株式の総数等】	23
(2) 【新株予約権等の状況】	23
(3) 【ライツプランの内容】	23
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	23
(5) 【大株主の状況】	24
(6) 【議決権の状況】	25
2. 【株価の推移】	25
3. 【役員の状況】	25
第5 【経理の状況】	26
1. 【中間連結財務諸表等】	27
(1) 【中間連結財務諸表】	27
(2) 【その他】	56
2. 【中間財務諸表等】	57
(1) 【中間財務諸表】	57
(2) 【その他】	70
第6 【提出会社の参考情報】	71
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	72
中間監査報告書	
前中間連結会計期間	
当中間連結会計期間	
前中間会計期間	
当中間会計期間	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月10日
【中間会計期間】	第28期中（自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日）
【会社名】	株式会社ファミリーマート
【英訳名】	FamilyMart Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上田 準二
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)3989-6653（ダイヤル・イン）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宮本 芳樹
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)3989-6653（ダイヤル・イン）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宮本 芳樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
会計期間	自平成18年 3月1日 至平成18年 8月31日	自平成19年 3月1日 至平成19年 8月31日	自平成20年 3月1日 至平成20年 8月31日	自平成18年 3月1日 至平成19年 2月28日	自平成19年 3月1日 至平成20年 2月29日
営業総収入 (百万円)	153,585	161,608	147,020	297,849	319,439
経常利益 (百万円)	19,136	19,831	23,117	32,175	33,877
中間(当期)純利益 (百万円)	9,419	10,473	11,745	14,968	16,438
純資産額 (百万円)	167,368	189,411	198,714	171,154	191,281
総資産額 (百万円)	327,174	348,516	431,001	315,255	351,271
1株当たり純資産額 (円)	1,736.16	1,903.27	2,002.84	1,771.34	1,921.63
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	98.70	111.83	123.22	158.83	173.47
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	49.0	52.1	44.3	51.9	52.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	37,981	35,675	82,904	35,092	49,375
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△25,095	△22,819	△18,301	△32,938	△24,592
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△16,303	7,488	△2,875	△19,154	3,956
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	82,769	90,873	160,257	69,550	98,844
従業員数 (人)	6,506	6,562	6,907	6,735	6,647
[外、平均臨時雇用者数]	[6,746]	[5,644]	[6,044]	[6,457]	[6,124]

(注) 1. 営業総収入には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
会計期間	自平成18年 3月1日 至平成18年 8月31日	自平成19年 3月1日 至平成19年 8月31日	自平成20年 3月1日 至平成20年 8月31日	自平成18年 3月1日 至平成19年 2月28日	自平成19年 3月1日 至平成20年 2月29日
チェーン全店売上高 (百万円)	543,819	566,240	624,028	1,068,821	1,121,838
営業総収入 (百万円)	100,151	106,728	120,423	194,080	210,351
経常利益 (百万円)	18,998	19,587	22,190	30,716	31,262
中間(当期)純利益 (百万円)	9,661	10,476	10,513	13,774	15,900
資本金 (百万円)	16,658	16,658	16,658	16,658	16,658
発行済株式総数 (千株)	97,683	97,683	97,683	97,683	97,683
純資産額 (百万円)	162,027	180,713	190,141	163,718	182,600
総資産額 (百万円)	295,757	308,467	388,520	279,214	312,789
1株当たり純資産額 (円)	1,753.52	1,895.74	1,994.77	1,771.87	1,915.57
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	101.23	111.87	110.29	146.48	168.39
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	23.00	28.00	34.00	46.00	60.00
自己資本比率 (%)	54.8	58.6	48.9	58.6	58.4
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	2,767 [1,725]	2,855 [1,980]	3,030 [2,415]	2,717 [1,715]	2,850 [2,035]

(注) 1. チェーン全店売上高、営業総収入には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成20年8月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
コンビニエンスストア事業	6,656 (5,794)
その他事業	107 (249)
全社（共通）	144 (1)
合計	6,907 (6,044)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当中間連結会計期間より事業の種類別セグメントの事業区分を3区分から2区分に変更しております。変更の内容については、「第5 経理の状況 1. 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載のとおりであります。

(2) 提出会社の状況

(平成20年8月31日現在)

従業員数（人）	3,030 (2,415)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労使関係について、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、原油・原材料価格の高騰や輸出の鈍化などにより景気の減速感が強まりました。また、雇用者所得の伸び悩みに加えて、食料品・日用品価格の上昇やガソリン価格の高騰により消費者の生活防衛意識が高まったことで個人消費が冷え込むなど、小売業界におきましては厳しい経営環境が続きました。一方、コンビニエンスストア業界におきましては、煙草自動販売機用成人識別ICカード「taspo（タスポ）」の導入に伴い、従来の自動販売機利用者が対面販売での購買に移行したことから煙草購買客の流入が見られました。

このような状況の中で、当中間連結会計期間の業績につきましては、営業総収入は1,470億2千万円（前年同期比91.0%）、経常利益は231億1千7百万円（同116.6%）、中間純利益は117億4千5百万円（同112.1%）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

①コンビニエンスストア事業

商品面におきましては、幅広い年齢層のお客さまを意識した「ジェネレーション」、価格訴求商品から高付加価値商品まで幅広いニーズに対応した「プライス」、全国各地の地域ニーズに対応した「リージョナル」という3つのマーケティング視点のもと、オリジナル商品の開発に努め、品質の向上と品揃えの差別化を図っております。

特に主力の中食商品におきましては、技術革新等を進めながら、“価格・味覚・視覚”を追求した本格的な商品の開発に取り組んでおります。中でも重点商品カテゴリーである「三ツ星パスタ」「Sweets+（デザート）」「できたてファミマキッチン（ファスト・フード）」ではブランド活性化に向け、商品開発・販促活動に積極的に取り組んでまいりました。「三ツ星パスタ」では、本場の素材や麺のおいしさにこだわり、フレッシュ野菜やイタリア原産のトマトを使用した新規メニューを発売し、品揃えの幅を広げました。また、「Sweets+」では、昨年来ご好評をいただいている「男のスイーツ」をはじめ、有名パティシエ監修の商品等をシリーズとして発売したほか、購買客層を中高年に広げるべく、ようかんや大福等の和菓子を融合させたデザートを発売いたしました。さらに、「できたてファミマキッチン」では、代表商品の「フライドチキン」等続くフライヤー商品として、スナック菓子や惣菜等、新たな分野の商品を発売いたしました。

また、地域の嗜好性への対応や地産地消の深耕を図り、地域毎の商品開発にも力を入れたことにより中食商品は好調を維持しております。

さらに、個店のマーケットに対応し生鮮品などを取り揃える「ファミマフレッシュ」は、平成20年8月末現在、約1,200店舗で展開しております。中でも30～40代のお客さまや夜間の需要が大きい都市部を中心に、専用の冷蔵什器を導入し鮮度維持の体制を整備した上で「刺身」「魚惣菜」の取り扱いを開始し、約280店舗まで拡大しております。

運営面におきましては、S&QCレベルを一層高めた「ホスピタリティ」あふれる店づくりを目指し、「ファミリーマートらしき推進活動」の浸透を通じて加盟店とともに個店競争力の強化に取り組んでまいりました。また、独自の育成システムである「SST（ストアスタッフトータルシステム）」によるストアスタッフの戦力化を継続して進めております。また、電子マネーを利用したサービスの拡充や「ファミマTカード」や「Tポイントプログラム」の利用促進に向けたキャンペーン等を展開し、利用客数の増加に貢献いたしました。

プロモーション面では、重点商品カテゴリーのブランド構築の一環として、お客さまとのコミュニケーションに取り組んでまいりました。「三ツ星パスタ」では、商品広告を載せたラッピングバス「三ツ星パスタ号」が各地を縦断し、全国12会場にて試食会を開催したほか、「Sweets+」では、ラジオ番組「FamilyMart Sweets Party」を通して、商品をPRしてまいりました。

物流・調達面におきましては、全国での店舗ドミナントの拡充に合わせた拠点整備に取り組み、平成20年5月には兵庫県に「加古川定温センター」を開設いたしました。また、DCM（デマンドチェーンマネジメント）の一環として、主力取引先に対して中食商品の食材や加工食品の需要情報・在庫情報を提供し、お客さまのニーズに合わせた品揃えや在庫管理精度の向上を図るとともに、さらなるコスト削減を目指し、国内外の調達構造及び配送体制の改善に継続して取り組んでおります。

システム面におきましては、「光ファイバー・ネットワーク」を基盤とする店舗システムを活用して、発注精度の向上や店舗運営の支援を推進しております。また、内部統制や情報セキュリティへの対応にも取り組んでおります。

環境保全活動におきましては、「物流」「店舗施設」「店舗運営」「商品」等各分野で目標を定め、継続的な改善に取り組んでまいりました。物流における環境対策として、ハイブリッド配送車両等低公害車の導入を進めております。また、店舗施設の省エネルギー対策として、店舗の空調・冷蔵・冷凍の各システムを一体化した「総合熱利用システム」の導入を推進するとともに、白色発光ダイオードを使用した看板等の実験を進めております。さらに、店舗運営における取り組みとして、店舗から排出される生ゴミや廃油のリサイクルを推進するとともに、平成20年度より「液体飼料化リサイクル」への取り組みを開始いたしました。また、中食商品等において環境負荷をより軽減できる容器や包装材の使用を拡大するなど、地球環境に配慮しております。

社会貢献活動におきましては、「店頭募金」「災害時の緊急援助」「ボランティア」「セーフティステーション等の店舗を拠点とした地域社会への貢献」に取り組んでおります。店頭では、平成18年4月より「ファミリーマート夢の掛け橋募金」を展開しております。また、平成20年5月に発生したミャンマーでのサイクロン及び中国四川省大地震、同年6月の岩手・宮城内陸地震の被災地に対して義援金募金活動と救援物資支援を行いました。そのほか、災害等の発生時に生活必需品を供給する重要なライフラインとしての使命を果たすべく、平成20年8月末現在、「物資供給」に関する協定は18の自治体と、「帰宅困難者支援」に関する協定は27の自治体とそれぞれ締結しております。さらに、毎年5月と10月に「ファミリーマート全国環境美化活動」として、各地域で清掃活動を実施しております。

また、平成20年4月より学校教育設備の助成を目的とした「ベルマーク運動」に小売業として初めて参加し、おむすび全品へのベルマークの貼付を開始いたしました。

店舗展開におきましては、三大都市圏と地方中心都市を中心とした全国47都道府県におけるドミナントの維持・拡大に努めてまいりました。平成20年6月には、四国において200店舗を達成いたしました。また、更なるお客さまの利便性や、潜在的なニーズにもお応えできる新しいマーケットにも引き続き積極的に出店を進め、「高速道路」「大学」「病院」などに加え、平成20年4月には岐阜県、同年7月には埼玉県の各県庁舎内に出店いたしました。さらに、大規模オフィスビルや複合施設に上質感を提供する「ファミマ!!」、西武鉄道株式会社と共同展開する駅構内店舗「TOMONY」等の出店を推進しております。

これらにより、268店舗（他「TOMONY」を7店舗出店）を出店し、174店舗を閉鎖した結果、当期末における店舗数は6,792店舗となり、国内エリアフランチャイザー3社を含めた総店舗数は7,295店舗となりました。

海外エリアフランチャイザーの店舗展開では、台湾、韓国、タイ、中国及びアメリカにおいて6,988店舗となり、当社グループのチェーン全店舗数は14,283店舗となっております。

これらの結果、コンビニエンスストア事業としてチェーン全店の売上高は6,968億1百万円（前年同期比110.1%）、持分法適用関連会社分を含めた当社グループチェーン全体では、8,365億3千7百万円（同108.1%）となりました。

また、コンビニエンスストア事業の営業総収入は、1,440億9千7百万円（前年同期比109.8%）、営業利益は232億6千3百万円（同114.9%）となりました。

②その他事業

その他事業におきましては、コンビニエンスストア事業に関連した「EC関連事業」「会計事務請負等店舗関連サービス事業」「クレジットカード事業」「食品製造事業」等を行っております。

EC関連事業を中心とした株式会社ファミマ・ドット・コムにおきましては、ファミリーマートの店舗ネットワークを活かし、商品やサービスの積極的な展開を図ってまいりました。インターネットショッピングでは、オンラインゲームをはじめ、話題の映画やテレビ番組とタイアップしたグッズやファミマ・ドット・コムのオリジナル商品を積極的に展開いたしました。また、マルチメディア端末「Famiポート」を通じたサービスでは、チケット取次ぎや電子マネー・携帯電話・固定電話等のプリペイドサービス、スポーツ振興くじ（toto）に加え、希少価値の高い有名キャラクター商品の販売等、利便性の高いサービスや、魅力ある商品を取り揃え、業績向上を目指してまいりました。

会計事務請負等店舗関連サービス事業を中心とした株式会社ファミマ・リテール・サービスにおきましては、ファミリーマート店舗に関わる会計事務の請負、棚卸業務のほか、リース・レンタルおよびクリンネス関連の事業等を行っております。

クレジットカード事業を中心としたファミマクレジット株式会社におきましては、ファミリーマート店頭でキャッシュレス、サインレスでお買い物ができるクレジット機能とキャッシング機能に加え、「Tポイント」機能を持った「ファミマTカード」のサービスを提供しております。

また、平成20年7月には、本坊酒造株式会社、株式会社南九州ファミリーマート、株式会社本坊商店、伊藤忠商事株式会社との共同出資により、清涼飲料水の製造、加工及び販売を主な事業目的とした株式会社クリーン・アクア・ビバレッジを設立いたしました。

これらの結果、その他事業の営業総収入は、29億2千2百万円（前年同期比9.6%）、営業利益は8億8千3百万円（同124.9%）となりました。

なお、株式会社ファミマ・ドット・コム（連結子会社）において、「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年3月30日 実務対応報告第17号）の趣旨に鑑み、当中間連結会計期間より売上高を従来の総額表示から純額表示へ変更しております。この変更により、営業総収入は減少いたしましたが、損益に与える影響はございません。

また、当中間連結会計期間より、従来の「EC関連事業」を「その他事業」に含めることといたしました。これに伴い、前中間連結会計期間比較にあたっては、前中間連結会計期間分を変更後の事業区分に組み替えて行っております。

変更の内容につきましては、「第5 経理の状況 1. 中間連結財務諸表等 （1）中間連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」をご覧ください。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

①日本

国内は、当中間連結会計期間より(株)ファミマ・ドット・コム（連結子会社）の売上高を従来の総額表示から純額表示へ変更したため、営業総収入は1,229億6千4百万円（前年同期比89.9%）となりましたが、営業利益は236億1千1百万円（同112.9%）となりました。

②アジア

アジアは、タイ、台湾において店舗数増加等により好調に推移しておりますが、円高による為替の影響等により、営業総収入は234億1千6百万円（前年同期比96.8%）となりました。一方、損益面はタイの損益改善が進み、営業利益は10億5百万円（同191.8%）となりました。

③その他の地域

その他の地域において、アメリカにおける事業展開は未だ経費先行の状況にありますが、円高による為替影響により、営業総収入は6億3千9百万円（前年同期比92.3%）、営業損失は4億7千万円（前中間連結会計期間は4億9千2百万円の営業損失）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの概況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、829億4百万円となり、前中間連結会計期間に比べ472億2千8百万円増加しました。これは主に当中間連結会計期間末が金融機関休業日であったこと等により支払手形及び買掛金の増加額が465億1千9百万円増加したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は183億1百万円となり、前中間連結会計期間に比べ45億1千7百万円減少しました。これは主に有価証券等の取得による支出が80億9千3百万円及び売却による収入が48億1千1百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は28億7千5百万円となりました（前中間連結会計期間は74億8千8百万円の資金の獲得）。これは主に自己株式の処分による収入が89億6千7百万円減少したこと等によるものであります。

以上の結果、当中間連結会計期間末の資金は、1,602億5千7百万円となりました。

2【最近の営業の状況】

(1) 事業の種類別セグメントごとの営業総収入

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間（平成20年3月1日～平成20年8月31日）		
	営業総収入（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
コンビニエンスストア事業	144,192	109.8	98.1
加盟店からの収入	82,729	109.2	56.3
その他の営業収入	9,100	94.7	6.2
売上高（直営店）	52,363	113.9	35.6
その他事業	4,091	12.4	2.8
消去	△1,263	47.5	△0.9
計	147,020	91.0	100.0

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当中間連結会計期間より事業の種類別セグメントの事業区分を3区分から2区分に変更しております。これに伴い、前年同期比は前中間連結会計期間を変更後の事業区分に組み替えた上で算出しております。変更の内容については、「第5 経理の状況 1. 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載のとおりであります。

(2) コンビニエンスストア事業に係る店舗数

地域別	チェーン全店店舗数		
	前中間連結会計期間 （平成19年8月31日現在）	当中間連結会計期間 （平成20年8月31日現在）	前連結会計年度 （平成20年2月29日現在）
	店	店	店
青森県	19 (4)	24 (5)	23 (6)
岩手県	94 (—)	97 (2)	95 (2)
宮城県	195 (4)	199 (2)	195 (2)
秋田県	25 (1)	33 (1)	28 (1)
山形県	89 (9)	87 (6)	88 (7)
福島県	128 (9)	126 (13)	127 (9)
茨城県	138 (12)	146 (15)	142 (15)
栃木県	110 (9)	114 (12)	111 (9)
群馬県	85 (8)	89 (9)	90 (7)
埼玉県	366 (29)	374 (32)	372 (31)
千葉県	273 (10)	289 (17)	279 (13)
東京都	1,037 (81)	1,083 (100)	1,050 (92)
神奈川県	488 (35)	491 (33)	492 (33)
新潟県	29 (3)	37 (10)	35 (9)
富山県	66 (3)	66 (3)	65 (2)
石川県	69 (3)	69 (4)	69 (4)
福井県	87 (6)	87 (6)	88 (6)
山梨県	68 (1)	64 (2)	66 (2)
長野県	24 (3)	31 (4)	29 (6)
岐阜県	98 (7)	98 (13)	100 (9)
静岡県	199 (22)	204 (25)	200 (25)
愛知県	440 (34)	444 (41)	446 (35)
三重県	119 (9)	120 (11)	121 (10)
滋賀県	105 (7)	103 (4)	106 (4)
京都府	137 (7)	143 (11)	137 (8)

地域別		チェーン全店舗数					
		前中間連結会計期間 (平成19年8月31日現在)		当中間連結会計期間 (平成20年8月31日現在)		前連結会計年度 (平成20年2月29日現在)	
	大阪府	638	(37)	658	(38)	648	(35)
	兵庫県	281	(14)	285	(16)	284	(14)
	奈良県	50	(4)	48	(2)	48	(2)
	和歌山県	65	(2)	66	(2)	66	(2)
	鳥取県	22	(一)	26	(2)	25	(2)
	島根県	23	(2)	28	(1)	24	(2)
	岡山県	81	(4)	81	(5)	79	(4)
	広島県	142	(7)	145	(6)	146	(6)
	山口県	14	(2)	23	(5)	18	(5)
	徳島県	38	(1)	41	(1)	40	(1)
	香川県	65	(5)	70	(4)	68	(4)
	愛媛県	62	(2)	70	(2)	65	(3)
	高知県	23	(3)	26	(2)	23	(2)
	福岡県	253	(13)	262	(14)	260	(14)
	佐賀県	49	(1)	51	(1)	49	(1)
	長崎県	134	(10)	130	(11)	131	(10)
	熊本県	94	(2)	97	(2)	96	(4)
	大分県	68	(2)	67	(3)	67	(2)
	(株)ファミリーマート・計	6,590	(427)	6,792	(498)	6,691	(460)
	北海道	20	(4)	26	(4)	23	(5)
	(株)北海道ファミリーマート・計	20	(4)	26	(4)	23	(5)
	宮崎県	80	(11)	77	(7)	76	(8)
	鹿児島県	196	(31)	201	(23)	197	(23)
	(株)南九州ファミリーマート・計	276	(42)	278	(30)	273	(31)
	沖縄県	197	(9)	199	(9)	200	(9)
	(株)沖縄ファミリーマート・計	197	(9)	199	(9)	200	(9)
	国内エリアフランチャイザー合計	493	(55)	503	(43)	496	(45)
	国内合計	7,083	(482)	7,295	(541)	7,187	(505)
	Siam FamilyMart Co., Ltd. (タイ王国)	488	(397)	542	(426)	507	(400)
	全家便利商店股份有限公司 (台湾)	2,039	(258)	2,298	(216)	2,247	(247)
	FAMIMA CORPORATION (アメリカ合衆国)	12	(12)	13	(13)	11	(11)
	BOKWANG FAMILYMART CO., LTD. (大韓民国)	3,634	(92)	3,976	(135)	3,787	(112)
	上海福満家便利有限公司 (中華人民共和国)	110	(73)	136	(74)	118	(68)
	広州市福満家便利店有限公司 (中華人民共和国)	5	(5)	13	(13)	11	(11)
	蘇州福満家便利店有限公司 (中華人民共和国)	—	(一)	10	(10)	7	(7)
	海外エリアフランチャイザー合計	6,288	(837)	6,988	(887)	6,688	(856)
	ファミリーマートチェーン合計	13,371	(1,319)	14,283	(1,428)	13,875	(1,361)

- (注) 1. チェーン全店店舗数欄 () 内の数字 (内数) は直営店の店舗数であります。
2. 直営店とは、当社又はエリアフランチャイザー各社が直接経営を行っている店舗のことであり、イ) 加盟店契約者及び当社又はエリアフランチャイザー各社従業員の教育・訓練・養成のための店舗、ロ) 営業用店舗を持たない加盟希望者へ経営委託店として貸与した店舗を含めております。なお、ロ) の店舗は逐次加盟店へ変更しております。
3. 加盟店とは、当社又はエリアフランチャイザー各社との「フランチャイズ契約」により運営されている店舗であります。

(3) コンビニエンスストア事業に係るチェーン全店売上高

コンビニエンスストア事業における地域別及び商品別のチェーン全店売上高は以下のとおりであります。

① 地域別売上状況

	当中間連結会計期間 (平成20年3月1日～平成20年8月31日)			
	チェーン全店売上高 (百万円)		前年同期比 (%)	
青森県	1,860	(377)	174.5	(193.6)
岩手県	7,772	(104)	108.1	(312.8)
宮城県	15,500	(152)	107.7	(44.4)
秋田県	2,294	(67)	144.8	(95.8)
山形県	6,831	(437)	107.0	(90.5)
福島県	9,909	(850)	103.9	(144.7)
茨城県	13,342	(1,175)	110.6	(111.1)
栃木県	9,659	(818)	107.7	(130.8)
群馬県	7,247	(607)	112.2	(118.8)
埼玉県	34,343	(2,327)	107.0	(114.5)
千葉県	27,230	(1,357)	111.3	(200.2)
東京都	113,517	(7,728)	109.1	(121.5)
神奈川県	51,434	(2,348)	105.5	(99.4)
新潟県	2,559	(598)	153.4	(889.6)
富山県	5,419	(192)	110.8	(111.1)
石川県	5,435	(336)	110.0	(174.1)
福井県	7,465	(426)	108.5	(104.0)
山梨県	4,965	(157)	103.7	(237.8)
長野県	2,500	(373)	156.0	(509.0)
岐阜県	7,916	(941)	106.3	(309.0)
静岡県	18,496	(1,820)	111.2	(137.5)
愛知県	40,773	(3,046)	105.5	(138.4)
三重県	11,283	(830)	106.7	(109.8)
滋賀県	9,016	(336)	104.7	(68.8)
京都府	12,497	(685)	111.9	(162.3)
大阪府	62,883	(2,873)	112.6	(115.0)
兵庫県	24,846	(1,269)	109.4	(108.4)
奈良県	4,022	(143)	107.6	(53.5)
和歌山県	5,454	(185)	109.7	(98.5)
鳥取県	2,201	(119)	131.4	(—)
島根県	2,555	(65)	133.9	(895.0)
岡山県	7,119	(310)	109.5	(146.6)
広島県	13,783	(592)	113.6	(111.6)
山口県	1,864	(554)	156.4	(168.1)
徳島県	3,361	(98)	125.4	(221.6)
香川県	6,332	(327)	121.9	(122.7)
愛媛県	5,744	(132)	129.6	(124.0)

	当中間連結会計期間（平成20年3月1日～平成20年8月31日）			
	チェーン全店売上高（百万円）		前年同期比（％）	
高知県	1,960	(141)	141.3	(166.2)
福岡県	23,687	(1,348)	115.1	(116.7)
佐賀県	4,087	(65)	113.7	(100.8)
長崎県	11,150	(659)	105.7	(115.0)
熊本県	8,324	(238)	115.2	(180.2)
大分県	5,370	(191)	106.1	(302.3)
提出会社計	624,028	(37,418)	110.2	(126.7)
Siam FamilyMart Co.,Ltd.	11,960	(8,536)	101.1	(92.7)
全家便利商店股份有限公司	60,181	(5,777)	111.3	(88.2)
FAMIMA CORPORATION	630	(630)	91.7	(91.7)
連結子会社計	72,772	(14,944)	109.3	(90.9)
提出会社・連結子会社合計	696,801	(52,363)	110.1	(113.9)

- (注) 1. () は、内数で直営店の売上高を表しております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. なお、持分法適用関連会社を含めたファミリーマートチェーン全店売上高は以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (平成20年3月1日～平成20年8月31日)	
	チェーン全店売上高（百万円）	
提出会社・連結子会社	696,801	(52,363)
(株)北海道ファミリーマート	1,981	(237)
(株)南九州ファミリーマート	23,628	(2,210)
(株)沖縄ファミリーマート	18,512	(718)
BOKWANG FAMILYMART CO.,LTD.	93,015	(3,835)
上海福満家便利有限公司	2,385	(1,298)
広州市福満家便利店有限公司	128	(128)
蘇州福満家便利店有限公司	83	(83)
持分法適用関連会社計	139,736	(8,512)
(参考) ファミリーマートチェーン合計	836,537	(60,875)

② 商品別売上状況

	当中間連結会計期間（平成20年3月1日～平成20年8月31日）					
	チェーン全店売上高 (百万円)		前年同期比（％）		構成比（％）	
ファスト・フード	25,415	(2,163)	115.1	(108.0)	3.6	(4.1)
食品	437,437	(33,540)	106.5	(110.6)	62.8	(64.1)
食品小計	462,853	(35,704)	106.9	(110.5)	66.4	(68.2)
非食品	189,194	(12,786)	121.6	(127.3)	27.2	(24.4)
サービス	16,814	(2,197)	105.9	(103.5)	2.4	(4.2)
E C	27,938	(1,675)	98.1	(112.8)	4.0	(3.2)
合計	696,801	(52,363)	110.1	(113.9)	100.0	(100.0)

- (注) 1. 上記の金額は、当社及び連結子会社3社（Siam FamilyMart Co.,Ltd.、全家便利商店股份有限公司、FAMIMA CORPORATION）のチェーン全店売上高の合算金額であります。なお、消費税等は含まれておりません。
2. () は、内数で直営店の売上高を表しております。

3【対処すべき課題】

(1) 当面の対処すべき課題の内容等

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針について

平成19年4月11日開催の当社取締役会において、「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」という）を決定し、同年5月30日開催の当社第26期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

その後も当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、旧対応方針の在り方について引き続き検討を行ってまいりました結果、平成20年4月10日開催の当社取締役会において、法令改正等に基づく所要の変更を行ったうえで、新たな「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」という）を決定いたしました。なお、本対応方針につきましては、平成20年5月29日開催の当社第27期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」並びに本対応方針の内容は次のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、フランチャイズ方式によるコンビニエンスストアの展開を主な事業内容とし、EC（電子商取引）関連事業及びコンビニエンスストア事業に関連するその他のサービス等の事業活動を展開しております。株主・加盟店・取引先・従業員、そして地域社会等のステークホルダーと相互にプラスの関係を築きながら、共に成長し発展するという当社の基本姿勢である「共同成長（CO-GROWING）」の考え方にに基づき、加盟店と当社の継続的な収益向上を目指しています。当社の経営に当たっては、フランチャイズビジネスに関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外のステークホルダーとの間に築かれた取引関係等への十分な理解が不可欠です。これらは当社が創業以来培ってきた財産であり、当社の事業はこの財産にその源を有しております。したがって、株主を含むステークホルダーとの間で成立している当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると認められるような者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でなく、そのような者が当社株式の大規模買付や買付提案を行う場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を守る必要があると考えております。そして、①買収の目的やその後の経営方針等に、当社の企業価値若しくは株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのある者、②当社株主に株式の売却を事実上強制するおそれがある者、③当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を十分に与えることのない者、④当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することのない者、⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の蓋然性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當である者、⑥当社企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のある者等が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるべく、次のような取組みを実施しております。

(1) 企業価値向上への取組み～中長期的な経営戦略

当社は、クオリティーにおける業界のリーディングカンパニーを目指し、個店競争力の強化、商品力の強化、高質店舗網の構築等に積極的に取り組み、フランチャイズチェーン本部としての経営基盤の強化を進めております。

当社は、平成18年9月の会社創立25周年を機に15年ぶりに企業理念を見直し、新たに「ファミリーマート基本理念」を制定いたしました。あわせて、従業員・加盟店が共通の価値観をもって行動するための指針「ファミマシップ」を制定いたしました。私たちファミリーマートは、「あなたと、コンビに、ファミリーマート」のスローガンのもと、「ホスピタリティ」あふれる行動を通じて、お客さまに「気軽にこころの豊かさ」を提案し、快適で楽しさあふれる生活に貢献してまいります。この新たな基本理念の実現を目指すとともに、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

なお、平成19年度は、社会構造や消費構造の変化に対して、チェーンインフラの内部改革に経営資源を集

申してまいりました。また、激化する競争環境に対して、他社に先駆けた各種電子マネー決済への対応や「ファミマTカード」の導入等システムインフラの整備を進めてまいりました。

今後も「グローバル2万店」体制の構築に向けた「パン・パシフィック構想」のもと、国内はもとより、環太平洋地域で日本発の「おもてなしの気持ち」を伝え、実践していくことを目指すとともに、全ての加盟店の成長力、収益力の向上に向けて、フランチャイザー機能をより一層充実させてまいります。また、ホスピタリティあふれる店づくりを通じて、お客さまから積極的な支持を得ることを目指す「ファミリーマートらしき推進活動」の取り組みを継続しており、平成20年度から「あなたと家族になりたい」をテーマにして、商品開発、サービス、オペレーション、店舗開発、環境・CSRなどの全ての活動を推進し、更なる売上・利益の向上及び企業価値の向上に取り組んでまいります。

また、当社は株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けており、剰余金の配当に関しましては、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針としております。この基本方針を維持しながら、連結業績を考慮して決定することとし、配当性向の目標を当面35%（連結ベース）として取り組んでまいります。なお、自己株式取得は、機動的な資本政策遂行のため、必要に応じて適宜実施する予定です。内部留保につきましては、財務体質の強化と、新規出店、既存店舗のリニューアル及び新規分野への戦略投資に充当し、経営の強化を図り、業績の一層の向上に努めております。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考え、透明度の高い経営システムの構築を図ることが重要と考えております。

この考え方に基づき、①取締役会による重要な業務執行の決定と職務の監督、②執行役員制度の採用による業務の決定と執行の迅速化、③社長直轄の監査室による内部監査の実施、④監査役による取締役の職務執行の監査、⑤「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」の設置、「ファミリーマート倫理・法令遵守基本方針」「ファミリーマートコンプライアンス行動指針3項目」の制定、「内部情報提供制度」の導入等による倫理・法令遵守体制及びリスク管理体制の整備・強化⑥情報管理室の設置による、個人情報を含む機密情報管理体制の強化、⑦「内部統制部」の設置による、内部統制システムの充実及びリスク管理体制の強化等の施策を実行しております。

3. 不適切な者によって支配されることを防止するための取組み

(1) 「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」導入の目的

当社は、大規模買付行為に応じて当社株券等の売却を行うか否かは、原則的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものであることを前提として、株主の皆様が大規模買付者からの情報及び当社取締役会からの意見・代替案等の提示を受ける機会を保障することが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断するために必要であると考えております。また、当社株式の状況（平成20年2月29日現在）は、別紙1に記載のとおりですが、伊藤忠商事株式会社を親会社とするファミリーコーポレーション株式会社（出資比率31.40%）を除き、10%以上保有する株主は存在せず、金融機関や外国法人等に広く分散しております。そのような中、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損するものと認められる大規模買付行為が行われた場合、事前の対応方針がない限り、適正な対抗措置を講じることは困難と考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の考えを具体化した客観的かつ合理的な一定のルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、下記（4）のとおり、事前の情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記1の基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為が為された場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を導入することといたしました。

なお、当社は平成20年4月10日現在、大規模買付行為にかかる提案等を一切受けておりませんので申し添えます。

(2) 用語の定義

本対応方針における用語を次のとおり定義します。

① 「大規模買付行為」

「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為を行い、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を行うことをいいます。なお、大規模買付行為の該当性の判断においては、市場

取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとしますが、事前に当社取締役会が同意した者による買付行為及び本対応方針導入日時点で議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者による買付行為を除くものとします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）をいうものとします。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算されるものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいうものとします。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいうものとします。

②「大規模買付者」

「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとする者をいうものとします。

(3)特別委員会の設置

大規模買付行為が大規模買付ルールにしたがって一連の手続きが進行されたか否か、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損するものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。大規模買付者により提供された情報が当社株主が大規模買付行為に応ずるか否かを判断するために十分か否か、大規模買付行為が当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損しているか否か、当社取締役会が講じる対抗措置が客観的かつ合理的判断によるものであるか否か、その内容が必要かつ相当なものか否か等について、当社取締役会に対し意見、助言等を行う機関として、特別委員会を設置いたします（特別委員会の概要につきましては、別紙2をご参照ください。）。

(4)大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間を経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

①大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、事前に当社代表取締役に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び行おうとする大規模買付行為の概要を日本語で明示し、本対応方針に従う旨を表明した意向表明書を以下の宛先に書留郵便により送付しなければならないものとします。

名 称	株式会社ファミリーマート
住 所	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
担当部門	法務部

②大規模買付者による情報の提供

当社は、①により大規模買付者から意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して適宜提出期限を定め、当社株主の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を書面により求めるものとします。な

お、特別委員会及び監査役は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

本必要情報の内容は、大規模買付行為の内容に従い当社取締役会が定めるものとしますが、一般的な項目は次に定めるとおりとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ会社の事業内容、事業規模。この中には、当社の事業と同種の事業についての経験、ノウハウ等を有するか否かに関する情報を含むものとします。
- (ii) 大規模買付行為の目的、方法及び内容。
- (iii) 当社株券等の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け。
- (iv) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下これらを総称して「買付後経営方針等」といいます。）。

なお、大規模買付者から提供された情報を精査した結果、当社株主の判断又は当社取締役会の意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して適宜提出期限を定めたいうえ、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付行為が判明したとき、その事実を速やかに公表するとともに、必要に応じ、提供された本必要情報の全部又は一部を、適切と判断する時点において当社株主に開示し、又は公表することができるものとします。

③当社取締役会による対応

当社は、大規模買付者からの本必要情報の提供が完了した場合は、大規模買付者に対しその旨を証する書面を交付するものとします。当社取締役会は、同書面を交付した日から起算して定める次の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）において、特別委員会及び監査役の意見、助言等を受けながら、大規模買付行為に対する評価、検討等を行い、その意見を形成するとともに、必要に応じ大規模買付者と買付条件等について交渉を行い、又は代替案を立案するものとします。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付けの場合は、60日間
- (ii) 上記(i)以外の大規模買付行為の場合は、90日間

当社取締役会は、上記の大規模買付行為に対する意見、代替案等が定まったときは、直ちに当社株主の皆様に対し意見、代替案等を提示し、必要に応じてこれを公表するものとします。なお、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

また、当社取締役会は、取締役会評価期間内において対抗措置を講じるか否かに関する決定を行うに至らない場合には、特別委員会及び監査役の意見、助言等を受けたいうえで、大規模買付者の買付内容の検討、大規模買付者との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で取締役会評価期間の延長を決定することができます（なお、当該延長期間後、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに公表いたします。

(5)大規模買付行為が為された場合の対応

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案について反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じないものとします。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案又は当社が提示する当該買付提案に対する意見若しくは代替案等をご考慮のうえ、ご判断頂くこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、次のいずれかの事由に該当し、客観的な根拠及び合理的な判断に照らし、当該大規模買付行為が当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると認められる場合には、例外的に、会社法その他の法律及び当社定款上認められるあらゆる対抗措置のうち、当社取締役会が最も適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

- (i) 大規模買付者が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を当社関係者等に引き取らせる目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- (ii) 大規模買付者が当社の経営を一時的に支配して当社の事業活動に必要な知的財産権、ノウハウ、加盟者、主要取引先、顧客及びその他の営業秘密等を大規模買付者及びそのグループ会社等に移転させる等のいわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合
- (iii) 大規模買付者が当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者及びそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合

- (iv) 大規模買付者が当社の経営を一時的に支配して当社の事業活動に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を売却処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせ、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行おうとしている場合
- (v) 大規模買付者の提示する買付の方法が、金融商品取引法その他の法令に違反し、又は最初の買付で当社株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の当社株券等の買付を行ういわゆる二段階買収及び部分的公開買付等の株主の判断の機会又は自由を構造上強圧的に制約するものである場合
- (vi) 大規模買付者の提示する当社株券等の買付条件（買付対価の種類、金額及びその算定根拠）並びに買付の内容、時期及び方法等が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものである場合
- (vii) 大規模買付者の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から大規模買付者が当社の支配権を取得することが不適切である場合
- (viii) その他(i)ないし(vii)に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると認められる場合

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、大規模買付行為が上記（５）①(i)ないし(viii)に定める事由に該当すると判断したとき、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を守るため会社法その他の法律及び当社定款上認められるあらゆる対抗措置のうち、当社取締役会が最も適切と判断する対抗措置を講じることができるものとします。

③対抗措置を講じる場合の手続

本対応方針においては、上記（５）①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置は講じません。但し、上記（５）①に記載のとおり例外的に対抗措置を講じる場合、並びに上記（５）②に記載のとおり対抗措置を講じる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置を講じるに先立ち、特別委員会及び監査役に対して対抗措置を講じることの是非について諮問し、特別委員会及び監査役は、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損しているか否か等について十分検討したうえで、対抗措置を講じることの是非について意見、助言等を行うものとします。これを受け、当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、特別委員会及び監査役の意見、助言等を最大限に尊重し、対抗措置を講じるか否かにつき、取締役会評価期間内に速やかに決定するものとします。なお、対抗措置は、当社株主（大規模買付者を除くものとします。）の法的権利又は経済的利益を著しく害するものであってはならないものとします。当社取締役会は、上記決定を行った場合には、当該決定の概要その他当社取締役会が必要と判断する事項について、速やかに公表いたします。

具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙３に記載のとおりとしますが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会は、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者（但し、事前に当社取締役会が同意した者及び本対応方針導入日時点でこれに属する者を除きます。）ではないことを新株予約権の行使条件としたり、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件等を設けることができるものとします。

④対抗措置の停止等について

上記（５）①又は②において、当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置を講じることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会及び監査役の意見、助言等を受けたうえで、次のとおり対抗措置を停止することができるものとします。

- (i) 当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決定をした日から新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間においては、新株予約権の無償割当てを中止する。
- (ii) 新株予約権の無償割当ての効力発生日後、権利行使開始日の前日までの間においては、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）する。

また、新株予約権の無償割当て以外の対抗措置を講じる場合において、これを停止又は変更するときは、会社法その他の法律及び定款に基づく手続きによるものとします。なお、当社取締役会は、対抗措置

の停止等を行う場合は、当該決定の概要その他当社取締役会が必要と判断する事項について、速やかに公表いたします。

(6) 本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成20年5月1日から平成21年4月30日までとします。但し、有効期間満了日までに開催される当社取締役会において、本対応方針を継続することを決定した場合、かかる有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、本対応方針につき、当社第27期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご承認が得られなかった場合には、同総会終了後速やかに本対応方針を廃止します。

当社は、かかる有効期間満了前であっても、当社取締役会の決定によって本対応方針を廃止することができます。また、関係法令等の改正・整備等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針の見直しを行い、本対応方針を変更する場合があります。

当社は、本対応方針が継続、廃止又は変更された場合には、その旨及び変更の場合には変更内容を速やかに公表します。

4. 当該取組みが基本方針に沿うものであり、かつ株主の共同の利益を損なうものではないこと、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社では、本対応方針の導入にあたって、以下の点から、本対応方針が基本方針に沿うものであり、かつ株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 株主意思の反映

本対応方針は、当社第27期定時株主総会において株主の皆様の賛否をご確認するものとし、当社取締役会は、出席株主の皆様の議決権の過半数のご承認が得られなかった場合には、同総会終了後速やかに本対応方針を廃止するものとしており、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

(2) 特別委員会の設置による当社取締役会判断の客観性及び合理性の担保

当社は、大規模買付者との協議、交渉、取締役会評価期間の延長及び対抗措置を講じる事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会を設置します。これは本対応方針の運用に際し、一層の客観性を確保し、より株主共同の利益につながると考えたからであります。また、特別委員会の委員は、当社と利害関係を有しておらず、当社の業務執行を行う経営陣からの独立性を有しております（各委員の氏名及び略歴は別紙2の5参照）。

特別委員会の判断・決定の概要については、株主の皆様に公表することとされており、本対応方針の運用は透明性をもって行われます。

(3) 対抗措置を講じる場合の客観的要件・厳格な手続の設定

対抗措置は、上記3（5）「大規模買付行為が為された場合の対応」にて記載の通り、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ講じることができないように設定されており、しかもこれらの客観的要件は、上記1記載の基本方針において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合に基づいております。また、上記3（5）③にて記載の通り、対抗措置を講じるための手続要件を具体的に、かつ厳格に定めており、当社取締役会が恣意的に対抗措置を講じることを防止しております。

(4) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、上記3（6）「本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更」にて記載の通り、当社取締役会の決定によって本対応方針を廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本対応方針を廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であるため、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主・投資家に与える影響等について

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会

を保証することを目的としております。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置を講じた時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組上、株主の皆様（大規模買付者を除くものとします。）の法的権利又は経済的利益を著しく害するような事態が生じることが想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な公表を行います。

対抗措置として新株予約権無償割当てを行うことを決定した場合には、当社は、割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償で割当てられるため、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。

なお、株主の皆様が新株予約権を行使される場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項を適用した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付します。

また、新株予約権無償割当てを行うことを決定した場合には、当社株式の価格が少なからず変動することもありますので、株主の皆様におかれましては十分ご注意ください。なお、特別委員会及び監査役の意見、助言等を受けて、当社取締役会の決定により新株予約権の無償割当ての中止又は無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的利益を著しく害する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が、大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

当社株式の状況（平成20年2月29日現在）

1. 発行可能株式総数

250,000,000株

2. 発行済株式の総数

97,683,133株（うち自己株式の数 2,358,840株）

3. 株主数

14,933名

4. 大株主

株主名	持株数(千株)	出資比率(%)
ファミリーコーポレーション株式会社	29,941	31.40
メロン バンク エヌエー トリーティー クライアント オムニバス	6,540	6.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,113	4.31
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,930	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,835	2.97
野村證券株式会社	2,199	2.30
株式会社みずほ銀行	2,085	2.18
日本生命保険相互会社	1,964	2.06
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	1,475	1.54
ドレスナー・クラインオート証券会社東京支店	1,420	1.49

(注) 1. 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数（95,324,293株）を基準に算出しております。

2. 当事業年度中において、以下の4社（グループ）から、当社株式を保有する旨の大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長宛に提出されておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主」には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合	提出日 (報告義務発生日)
マッケンジー・ファイナンシャル・ コーポレーション 及びその共同保有者の計2社	6,916千株	7.08%	平成19年9月25日 (同9月14日)
マラソン・アセット・マネジメント・ エルエルピー	5,877千株	6.02%	平成20年3月6日 (同2月29日)
モルガン・スタンレー証券株式会社 及びその共同保有者の計8社	3,943千株	4.04%	平成19年6月7日 (同5月31日)
パークレイズ・グローバル インベスターズ株式会社 及びその共同保有者の計5社	3,020千株	3.09%	平成19年3月22日 (同3月15日)

特別委員会の概要

1. 特別委員会の設置

大規模買付行為に関する当社取締役会の対応及び判断について、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会の決議により特別委員会を設置する。

2. 委員の選任

- ① 特別委員会の委員は、3名以上、5名以内とする。
- ② 委員の選任及び解任は、当社取締役会の決議によるものとする。
- ③ 特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している弁護士、公認会計士、学識経験者、経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者などの中から選任する。

3. 委員の任期

特別委員会の委員の任期は、就任後最初に到来する「大規模買付行為への対応方針」の有効期限までとする。

4. 特別委員会の役割

- ① 特別委員会は、大規模買付者から提供を受けた情報及び当社取締役会の意見等を当社取締役会から提供を受け、次の事項につき第三者的かつ専門的立場から検討、評価、判断を行い、当社取締役会に対し意見、助言等を行うものとする。特別委員会は、かかる意見、助言等に当たっては、当社の企業価値若しくは株主共同の利益に資するか否かの観点から判断するものとし、当社の経営陣の保身に協力することを目的としてはならない。
 - (1) 大規模買付者により提供された情報が、当社株主の判断のために十分か否か。
 - (2) 大規模買付行為が、当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損するか否か。
 - (3) 当社取締役会が講じる対抗措置が、客観的かつ合理的な判断によるものであり、必要かつ相当なものか否か。
 - (4) その他、当社取締役会が諮問を求める事項。
- ② 特別委員会は、当社の費用負担において、弁護士、公認会計士、証券会社及び投資銀行等の外部専門家に検討に必要な助言を求めることができるものとする。
- ③ 当社取締役会は、特別委員会及び社外監査役を含む当社監査役の意見、助言等を最大限尊重のうえ、最終的な決定を行うものとする。

5. 特別委員会委員の氏名及び略歴（敬称略）

早坂 昇一（はやさか しょういち）

昭和41年 8月	公認会計士登録（現在に至る）
昭和47年 4月	監査法人トーマツ入社
昭和49年10月	同社代表社員
平成元年 6月	同社専務代表社員
平成 9年 6月	デロイト トーマツ コンサルティング株式会社取締役会長
平成15年 6月	マスミューチュアル生命保険株式会社常勤監査役（現職）
平成18年10月	当社特別委員会委員（現任）

河内 悠紀（かわち ゆうき）

昭和41年 4月	東京地方検察庁検事
平成 9年 4月	京都地方検察庁検事正
平成10年 7月	法務総合研究所所長
平成11年12月	仙台高等検察庁検事長
平成13年11月	名古屋高等検察庁検事長
平成14年 6月	大阪高等検察庁検事長
平成15年 3月	弁護士登録（現在に至る）
平成18年10月	当社特別委員会委員（現任）

池田 弘一	(いけだ こういち)
昭和38年4月	アサヒビール株式会社入社
平成8年3月	同社取締役
平成9年3月	同社常務取締役
平成11年3月	同社専務取締役
平成14年1月	同社代表取締役社長兼COO
平成18年3月	同社代表取締役会長兼CEO (現職)
平成18年10月	当社特別委員会委員 (現任)

別紙3

新株予約権の無償割当ての概要

1. 株主に割り当てる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から発行済株式総数を控除した数を上限とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。

② 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

③ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

④ 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、事前に当社取締役会が同意した者及び本対応方針導入日時点で議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者を除く。）ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑤ 新株予約権の取得

新株予約権の行使期間が開始する前日までの間、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、無償で新株予約権を取得することができる。

当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、上記④の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

その他取得条項の詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

⑥ 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

2. 株主に割り当てる新株予約権の数

当社取締役会で別途定める割当てに係る基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに決定又は締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

研究開発活動については、当社はコンビニエンスストアのオリジナル商品の開発を常に進めておりますが、その他特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画した重要な設備の新設及び改修のうち、当中間連結会計期間中において完了した主なものは次のとおりであります。

(1) 店舗投資に係る主なもの

会社名	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資金額(百万円)	完了年月	資金調達方法
提出会社	コンビニエンスストア事業	店舗の新設及び改修	10,620	平成20年3月～8月	自己資金
全家便利商店股份有限公司	〃	〃	1,519	平成20年1月～6月	〃
Siam FamilyMart Co.,Ltd.	〃	〃	317	〃	〃
FAMIMA CORPORATION	〃	〃	265	〃	自己資金及び借入金
計	—	—	12,723	—	—

- (注) 1. 全家便利商店股份有限公司、Siam FamilyMart Co.,Ltd.及びFAMIMA CORPORATIONについては、平成20年6月30日現在の状況を記載しております。
2. 上記の金額には店舗賃借に係る敷金・保証金が含まれております。
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 情報システム投資に係る主なもの

会社名	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資金額(百万円)	完了年月	資金調達方法
提出会社	コンビニエンスストア事業	店舗システム他	999	平成20年3月～8月	自己資金
全家便利商店股份有限公司	〃	〃	112	平成20年1月～6月	〃
Siam FamilyMart Co.,Ltd.	〃	〃	92	〃	〃
FAMIMA CORPORATION	〃	〃	4	〃	自己資金及び借入金
計	—	—	1,208	—	—

- (注) 1. 全家便利商店股份有限公司、Siam FamilyMart Co.,Ltd.及びFAMIMA CORPORATIONについては、平成20年6月30日現在の状況を記載しております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成20年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	97,683,133	97,683,133	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	97,683,133	97,683,133	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年3月1日～ 平成20年8月31日	—	97,683	—	16,658	—	17,056

(5) 【大株主の状況】

(平成20年8月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ファミリーコーポレーション 株式会社	東京都文京区小石川一丁目4番1号	29,941	30.65
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	6,214	6.36
メロンバンクエヌエー トリーティークライアント オムニバス (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行決済事業部)	ONE MELLON BANK CENTER, PITTSBURGH, PENNSYLVANIA (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	4,653	4.76
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,943	3.01
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー	2,930	3.00
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,389	2.45
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海 アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟)	2,085	2.13
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,964	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,632	1.67
ドレスナー・クラインオート 証券会社東京支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー	1,450	1.48
計	—	56,205	57.54

(注) 1. 上記のほか、自己株式が2,362千株あります。

2. アンダーソン・毛利・友常法律事務所(受託者)から平成20年6月20日付でマッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション他1名を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成20年6月13日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
マッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション	85	0.09
マッケンジー・キャンドイル・インベストメント・マネジメン ト・リミテッド	5,680	5.82
合計	5,765	5.90

3. 長島・大野・常松法律事務所（受託者）から平成20年6月6日付でマラソン・アセット・マネジメント・エルエルピーを保有者とする大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成20年5月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピー	4,768	4.88

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成20年8月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,362,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 95,194,200	951,937	—
単元未満株式	普通株式 126,133	—	—
発行済株式総数	97,683,133	—	—
総株主の議決権	—	951,937	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株含まれておりますが、議決権の数の欄には同機構名義の5個は含めておりません。

② 【自己株式等】

(平成20年8月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
(株)ファミリーマート	東京都豊島区東池袋 三丁目1番1号	2,362,800	—	2,362,800	2.42
計	—	2,362,800	—	2,362,800	2.42

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高 (円)	3,570	3,920	3,890	4,450	4,720	4,980
最低 (円)	2,945	3,340	3,560	3,760	4,180	4,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の中間財務諸表並びに当中間連結会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成20年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		81,889		115,269		84,861	
2. 加盟店貸金		7,128		17,615		8,449	
3. 有価証券		22,708		52,202		17,759	
4. たな卸資産		8,177		8,099		8,099	
5. 前払費用		6,248		7,166		6,357	
6. 繰延税金資産		2,625		1,832		2,550	
7. 未収入金		16,978		21,921		16,654	
8. その他		13,694		11,958		15,131	
9. 貸倒引当金		△232		△174		△288	
流動資産合計		159,217	45.7	235,891	54.7	159,575	45.4
II 固定資産	※1						
1. 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物		28,727		28,678		27,797	
(2) 器具及び備品		11,649		9,786		10,484	
(3) 土地		12,410		11,847		11,850	
(4) その他		2,407	55,195	1,836	52,148	2,563	52,694
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		4,424		5,222		5,167	
(2) のれん		610		2,250		2,601	
(3) その他		244	5,280	164	7,638	178	7,947
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		17,639		18,401		17,176	
(2) 繰延税金資産		3,261		4,608		3,775	
(3) 敷金保証金		89,384		93,364		91,272	
(4) その他		20,332		20,598		20,477	
(5) 貸倒引当金		△1,794	128,822	△1,649	135,323	△1,649	131,053
固定資産合計		189,298	54.3	195,110	45.3	191,695	54.6
資産合計		348,516	100.0	431,001	100.0	351,271	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成20年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債	※2						
1. 支払手形及び買掛金		75,254		124,865		65,504	
2. 加盟店預り金		4,516		1,386		3,013	
3. 短期借入金		311		190		308	
4. 未払金		15,212		18,641		17,280	
5. 未払法人税等		7,580		8,971		7,134	
6. 預り金		31,978		53,318		42,230	
7. その他		6,390		6,553		6,457	
流動負債合計		141,244	40.5	213,927	49.6	141,928	40.4
II 固定負債							
1. 退職給付引当金	5,153		5,301		5,198		
2. 役員退職慰労引当金	481		543		534		
3. 預り敷金保証金	10,416		10,604		10,419		
4. その他	1,807		1,910		1,907		
固定負債合計	17,859	5.1	18,359	4.3	18,061	5.1	
負債合計	159,104	45.6	232,286	53.9	159,990	45.5	
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金	16,658	4.8	16,658	3.9	16,658	4.7	
2. 資本剰余金	17,388	5.0	17,388	4.0	17,388	5.0	
3. 利益剰余金	154,605	44.4	166,538	38.7	157,901	45.0	
4. 自己株式	△7,598	△2.2	△7,621	△1.8	△7,604	△2.2	
株主資本合計	181,054	52.0	192,964	44.8	184,343	52.5	
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金	△230	△0.1	△963	△0.2	△1,061	△0.3	
2. 為替換算調整勘定	607	0.2	△1,090	△0.3	△44	△0.0	
評価・換算差額等合計	377	0.1	△2,053	△0.5	△1,106	△0.3	
III 少数株主持分	7,980	2.3	7,804	1.8	8,044	2.3	
純資産合計	189,411	54.4	198,714	46.1	191,281	54.5	
負債・純資産合計	348,516	100.0	431,001	100.0	351,271	100.0	

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 営業収入							
1. 加盟店からの収入		75,734		82,729		150,350	
2. その他		11,064	86,798	11,505	94,234	21,232	171,582
II 売上高			74,810 (100.0)		52,785 (100.0)		147,856 (100.0)
営業総収入			161,608 100.0		147,020 100.0		319,439 100.0
III 売上原価			60,223 (80.5)		36,869 (69.8)		118,292 (80.0)
売上総利益			(14,586) (19.5)		(15,915) (30.2)		(29,564) (20.0)
営業総利益			101,385 62.7		110,150 74.9		201,147 63.0
IV 販売費及び一般管理費							
1. 従業員給与・賞与		14,645		15,753		29,247	
2. 借地借家料		29,675		32,275		60,557	
3. 減価償却費		4,865		4,794		9,856	
4. 水道光熱費		5,186		5,045		10,526	
5. その他		28,431	82,804 51.2	30,592	88,461 60.1	59,745	169,933 53.2
営業利益			18,580 11.5		21,689 14.8		31,214 9.8
V 営業外収益							
1. 受取利息		845		976		1,791	
2. 受取配当金		45		46		78	
3. 有価証券売却益		46		44		111	
4. 持分法による投資利益		365		428		767	
5. その他		190	1,493 0.9	187	1,683 1.1	361	3,110 1.0
VI 営業外費用							
1. 支払利息		155		68		242	
2. 為替差損		39		118		116	
3. レジ現金過不足		8		17		22	
4. 解決金		—		—		11	
5. 有価証券評価損		—		41		—	
6. その他		38	242 0.1	9	255 0.2	54	447 0.2
経常利益			19,831 12.3		23,117 15.7		33,877 10.6
VII 特別利益							
1. 前期損益修正益	※1	262		—		320	
2. 貸倒引当金戻入益		29		27		465	
3. 固定資産売却益	※2	16		65		109	
4. 持分変動利益		283		—		283	
5. 受取遅延損害金		—		—		317	
6. その他		11	602 0.4	7	100 0.1	29	1,525 0.5
VIII 特別損失							
1. 固定資産売却損	※3、4	103		115		287	
2. 固定資産除却損	※3、4	861		587		2,249	
3. 減損損失	※5	922		1,009		1,966	
4. リース解約損	※4	171		75		441	
5. 店舗賃借解約損	※4	371		394		969	
6. その他		416	2,848 1.8	280	2,461 1.7	656	6,570 2.1
税金等調整前中間 (当期) 純利益			17,585 10.9		20,756 14.1		28,832 9.0
法人税、住民税 及び事業税		7,126		8,682		11,654	
法人税等調整額		△35	7,091 4.4	△179	8,503 5.8	112	11,767 3.7
少数株主利益			20 0.0		506 0.3		626 0.2
中間(当期) 純利益			10,473 6.5		11,745 8.0		16,438 5.1

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年2月28日残高（百万円）	16,658	17,869	146,272	△17,037	163,763
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△2,125		△2,125
在外連結子会社の利益処分による役員賞与金			△15		△15
中間純利益			10,473		10,473
自己株式の取得				△9	△9
自己株式の処分		△480		9,448	8,968
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	—	△480	8,332	9,439	17,291
平成19年8月31日残高（百万円）	16,658	17,388	154,605	△7,598	181,054

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年2月28日残高（百万円）	139	△200	△60	7,452	171,154
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△2,125
在外連結子会社の利益処分による役員賞与金					△15
中間純利益					10,473
自己株式の取得					△9
自己株式の処分					8,968
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△369	807	438	527	965
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	△369	807	438	527	18,256
平成19年8月31日残高（百万円）	△230	607	377	7,980	189,411

当中間連結会計期間（自平成20年3月1日 至平成20年8月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年2月29日残高（百万円）	16,658	17,388	157,901	△7,604	184,343
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△3,050		△3,050
在外連結子会社の利益処分による役員賞与金			△16		△16
在外連結子会社の利益処分による従業員賞与金			△41		△41
中間純利益			11,745		11,745
自己株式の取得				△17	△17
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	-	0	8,637	△16	8,620
平成20年8月31日残高（百万円）	16,658	17,388	166,538	△7,621	192,964

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年2月29日残高（百万円）	△1,061	△44	△1,106	8,044	191,281
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△3,050
在外連結子会社の利益処分による役員賞与金					△16
在外連結子会社の利益処分による従業員賞与金					△41
中間純利益					11,745
自己株式の取得					△17
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	98	△1,045	△946	△240	△1,187
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	98	△1,045	△946	△240	7,433
平成20年8月31日残高（百万円）	△963	△1,090	△2,053	7,804	198,714

前連結会計年度（自平成19年3月1日 至平成20年2月29日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年2月28日残高（百万円）	16,658	17,869	146,272	△17,037	163,763
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,794		△4,794
在外連結子会社の利益処分による役員賞与金			△15		△15
当期純利益			16,438		16,438
自己株式の取得				△16	△16
自己株式の処分		△480		9,448	8,968
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	—	△480	11,628	9,432	20,580
平成20年2月29日残高（百万円）	16,658	17,388	157,901	△7,604	184,343

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年2月28日残高（百万円）	139	△200	△60	7,452	171,154
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△4,794
在外連結子会社の利益処分による役員賞与金					△15
当期純利益					16,438
自己株式の取得					△16
自己株式の処分					8,968
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,201	155	△1,045	591	△453
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	△1,201	155	△1,045	591	20,126
平成20年2月29日残高（百万円）	△1,061	△44	△1,106	8,044	191,281

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1. 税金等調整前中間 (当期) 純利益		17,585	20,756	28,832
2. 減価償却費		4,865	4,794	9,856
3. のれん償却額		235	373	516
4. 貸倒引当金の増加額 (減少額△)		106	△110	18
5. 退職給付引当金の増加額		34	102	83
6. 役員退職慰労引当金の増加額 (減少額△)		△12	8	40
7. 受取利息及び受取配当金		△891	△1,023	△1,870
8. 支払利息		155	68	242
9. 持分法による投資利益		△365	△428	△767
10. 有価証券関連損益		△33	29	△77
11. 固定資産除売却損益		949	636	2,427
12. 減損損失		922	1,009	1,966
13. 店舗賃借解約損		371	394	969
14. 在外連結子会社の役員賞与支払額		—	—	△15
15. 加盟店貸金・加盟店預り金の純増減額		3,504	△10,795	677
16. たな卸資産の減少額 (増加額△)		542	△229	323
17. 支払手形及び買掛金の増加額		13,268	59,788	4,297
18. 預り金の増加額 (減少額△)		△3,754	11,095	6,777
19. その他		1,367	2,141	2,550
小計		38,851	88,610	56,849
20. 利息及び配当金の受取額		991	1,207	1,983
21. 利息の支払額		△158	△66	△246
22. 法人税等の支払額		△4,009	△6,847	△9,211
営業活動によるキャッシュ・フロー		35,675	82,904	49,375

		前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1. 定期預金の預入れによる支出		△1,020	△0	△1,027
2. 定期預金の払戻しによる収入		—	28	—
3. 有価証券等の取得による支出		△71,402	△63,309	△123,438
4. 有価証券等の売却による収入		63,257	58,445	116,776
5. 有価証券等の償還による収入		—	—	5,981
6. 有形無形固定資産の取得による支出		△6,849	△7,683	△11,158
7. 有形無形固定資産の売却による収入		470	436	1,711
8. 短期貸付金の純増減額		28	△2	30
9. 長期貸付けによる支出		△0	—	△0
10. 長期貸付金の回収による収入		2	—	3
11. 敷金保証金の差入れによる支出		△8,041	△7,650	△15,222
12. 敷金保証金の回収による収入		1,007	1,413	2,978
13. 預り敷金保証金の受入れによる収入		707	817	1,760
14. 預り敷金保証金の返還による支出		△871	△526	△1,596
15. 営業譲受けによる支出		—	△275	△1,254
16. その他		△105	5	△137
投資活動によるキャッシュ・フロー		△22,819	△18,301	△24,592
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1. 短期借入金の純増減額		△367	△66	△370
2. 少数株主の払込による収入		1,170	385	1,435
3. 自己株式の取得による支出		△9	△17	△16
4. 自己株式の処分による収入		8,968	0	8,968
5. 配当金の支払額		△2,126	△3,050	△4,793
6. 少数株主への配当金の支払額		—	—	△1,059
7. その他		△147	△127	△208
財務活動によるキャッシュ・フロー		7,488	△2,875	3,956
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		979	△313	555
V 現金及び現金同等物の増減額		21,323	61,413	29,293
VI 現金及び現金同等物の期首残高		69,550	98,844	69,550
VII 現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高		90,873	160,257	98,844

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(イ) 連結子会社の数 7社 連結子会社名 全家便利商店股份有限公司 Siam FamilyMart Co.,Ltd. SFM Holding Co.,Ltd. ㈱ファミリーマート・チャイナ・ホールディング FAMIMA CORPORATION ㈱ファミマ・ドット・コム ㈱ファミマ・リテール・サービス なお、㈱ファミマ・リテール・サービスは、平成19年3月1日付で㈱江洋商事より商号変更しております。</p> <p>(ロ) 主要な非連結子会社の名称等 FamilyMart HongKong Limited. FamilyMart Convenience Store (BVI) Co.,Ltd. 全網行銷股份有限公司 日翊文化行銷股份有限公司</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、総資産、営業総収入、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額がいずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しました。</p>	<p>(イ) 連結子会社の数 7社 連結子会社名 全家便利商店股份有限公司 Siam FamilyMart Co.,Ltd. SFM Holding Co.,Ltd. ㈱ファミリーマート・チャイナ・ホールディング FAMIMA CORPORATION ㈱ファミマ・ドット・コム ㈱ファミマ・リテール・サービス</p> <p>(ロ) 主要な非連結子会社の名称等 FamilyMart HongKong Limited. FamilyMart Convenience Store (BVI) Co.,Ltd. 全網行銷股份有限公司 日翊文化行銷股份有限公司 全台物流股份有限公司</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 同左</p>	<p>(イ) 連結子会社の数 7社 連結子会社名 全家便利商店股份有限公司 Siam FamilyMart Co.,Ltd. SFM Holding Co.,Ltd. ㈱ファミリーマート・チャイナ・ホールディング FAMIMA CORPORATION ㈱ファミマ・ドット・コム ㈱ファミマ・リテール・サービス なお、㈱ファミマ・リテール・サービスは、平成19年3月1日付で㈱江洋商事より商号変更しております。</p> <p>(ロ) 主要な非連結子会社の名称等 FamilyMart HongKong Limited. FamilyMart Convenience Store (BVI) Co.,Ltd. 全網行銷股份有限公司 日翊文化行銷股份有限公司 全台物流股份有限公司</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、総資産、営業総収入、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額がいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しました。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(イ) 持分法適用の非連結子会社の数 3社 持分法適用の非連結子会社名 FamilyMart Convenience Store (BVI) Co.,Ltd. 全網行銷股份有限公司 日翊文化行銷股份有限公司</p>	<p>(イ) 持分法適用の非連結子会社の数 4社 持分法適用の非連結子会社名 FamilyMart Convenience Store (BVI) Co.,Ltd. 全網行銷股份有限公司 日翊文化行銷股份有限公司 全台物流股份有限公司</p>	<p>(イ) 持分法適用の非連結子会社の数 4社 持分法適用の非連結子会社名 FamilyMart Convenience Store (BVI) Co.,Ltd. 全網行銷股份有限公司 日翊文化行銷股份有限公司 全台物流股份有限公司</p> <p>当連結会計年度に株式の追加取得により子会社となった全台物流股份有限公司を持分法適用の非連結子会社としております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
	<p>(ロ) 持分法適用の 関連会社の数 13社 持分法適用の関連会社名 ㈱沖縄ファミリーマート ㈱南九州ファミリーマート BOKWANG FAMILYMART CO.,LTD. China CVS (Cayman Islands) Holding Corp. 上海福満家便利有限公司 ㈱北海道ファミリーマート 広州市福満家便利店有限公司 便利達康股份有限公司 ㈱ファミリーシェフ ファミマクレジット㈱ 屏榮食品股份有限公司 SIAM DCM CO.,LTD. 精藤股份有限公司</p> <p>なお、精藤股份有限公司は、連結子会社の全家便利商店股份有限公司が新たに株式を取得したため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社としておりません。</p> <p>(ハ) 持分法を適用していない非連結子会社 (FamilyMart HongKong Limited.) は、中間純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しました。</p> <p>(ニ) 持分法の適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、当該会社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>(ロ) 持分法適用の 関連会社の数 16社 持分法適用の関連会社名 ㈱沖縄ファミリーマート ㈱南九州ファミリーマート BOKWANG FAMILYMART CO.,LTD. China CVS (Cayman Islands) Holding Corp. 上海福満家便利有限公司 ㈱北海道ファミリーマート 広州市福満家便利店有限公司 蘇州福満家便利店有限公司 便利達康股份有限公司 ㈱ファミリーシェフ ファミマクレジット㈱ 屏榮食品股份有限公司 SIAM DCM CO.,LTD. 精藤股份有限公司 晉欣食品股份有限公司 ㈱クリーン・アクア・ビバレッジ</p> <p>当中間連結会計期間において新たに株式を取得した㈱クリーン・アクア・ビバレッジを持分法適用の関連会社としております。</p> <p>(ハ) 同左</p> <p>(ニ) 同左</p>	<p>(ロ) 持分法適用の 関連会社の数 15社 持分法適用の関連会社名 ㈱沖縄ファミリーマート ㈱南九州ファミリーマート BOKWANG FAMILYMART CO.,LTD. China CVS (Cayman Islands) Holding Corp. 上海福満家便利有限公司 ㈱北海道ファミリーマート 広州市福満家便利店有限公司 蘇州福満家便利店有限公司 便利達康股份有限公司 ㈱ファミリーシェフ ファミマクレジット㈱ 屏榮食品股份有限公司 SIAM DCM CO.,LTD. 精藤股份有限公司 晉欣食品股份有限公司</p> <p>当連結会計年度において新設した 蘇州福満家便利店有限公司、晉欣食品股份有限公司に加え、株式を新規取得した精藤股份有限公司を持分法適用の関連会社としております。</p> <p>(ハ) 持分法を適用していない非連結子会社 (FamilyMart HongKong Limited.) は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しました。</p> <p>(ニ) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p>
3. 連結子会社の (中間) 決算 日等に関する 事項	<p>連結子会社のうち、全家便利商店股份有限公司、Siam FamilyMart Co.,Ltd.、SFM Holding Co.,Ltd.、㈱ファミリーマート・チャイナ・ホールディング及びFAMIMA CORPORATIONの中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	同左	<p>連結子会社のうち、全家便利商店股份有限公司、Siam FamilyMart Co.,Ltd.、SFM Holding Co.,Ltd.、㈱ファミリーマート・チャイナ・ホールディング及びFAMIMA CORPORATIONの決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に 関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的債券 …償却原価法 (定額法)</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的債券 …同左</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的債券 …同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
	<p>その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）</p> <p>ただし、在外連結子会社は、所在地国の会計基準にしたがい、時価で評価し、評価差額は損益として処理しております。</p> <p>時価のないもの …主として移動平均法による原価法</p> <p>②デリバティブ 時価法 同左</p> <p>③たな卸資産 商品……主として売価還元法による原価法 貯蔵品…最終仕入原価法による原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。</p> <p>ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）について定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物：2年から50年 器具及び備品：2年から20年 （会計方針の変更）</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産 定額法 なお、当社及び国内連結子会社の自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの …同左</p> <p>時価のないもの …同左</p> <p>②デリバティブ 同左</p> <p>③たな卸資産 商品……同左</p> <p>貯蔵品…同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 同左</p> <p>②無形固定資産 同左</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）</p> <p>ただし、在外連結子会社は、所在地国の会計基準にしたがい、時価で評価し、評価差額は損益として処理しております。</p> <p>時価のないもの …同左</p> <p>②デリバティブ 同左</p> <p>③たな卸資産 商品……同左</p> <p>貯蔵品…同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 同左</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>在外連結子会社については、個別の債権の回収可能性を勘案した必要額を計上しております。</p> <p>②退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から損益処理することとしております。</p> <p>在外連結子会社については、所在地国の会計基準に基づく必要額を計上しております。</p> <p>③役員退職慰労引当金 当社及び国内連結子会社は、役員の退職により支給する役員慰労金に充てるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から損益処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から損益処理することとしております。</p> <p>在外連結子会社については、所在地国の会計基準に基づく必要額を計上しております。</p> <p>③役員退職慰労引当金 当社及び国内連結子会社は、役員の退職により支給する役員慰労金に充てるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。なお、執行役員に係る引当金67百万円を含めております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から損益処理することとしております。</p> <p>在外連結子会社については、所在地国の会計基準に基づく必要額を計上しております。</p> <p>③役員退職慰労引当金 当社及び国内連結子会社は、役員の退職により支給する役員慰労金に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、在外連結子会社については、所在地国の会計基準にしたがい、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ①消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ①消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ①消費税等の会計処理 同左</p>
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間まで「連結調整勘定」及び無形固定資産「その他」に含めて表示していた「営業権」は、当中間連結会計期間から「のれん」と表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の無形固定資産「その他」に含まれている「営業権」は776百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において、「連結調整勘定償却額」及び「減価償却費」に含めて表示していた「営業権償却額」は、当中間連結会計期間より「のれん償却額」と表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「減価償却費」に含まれている「営業権償却額」は182百万円であります。</p>	<p>-----</p> <p>-----</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
	<p>(連結子会社の売上高の計上方法の変更)</p> <p>当中間連結会計期間より(株)ファミマ・ドット・コム(連結子会社)において、「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年3月30日 実務対応報告第17号)の趣旨に鑑み、委託契約取引に係る売上高の計上方法を従来の総額表示から純額表示に変更いたしました。</p> <p>これにより、従来の方法に比較して、営業総収入及び売上原価がそれぞれ27,243百万円減少しております。なお、営業総利益以下の各段階利益に与える影響はありません。</p> <p>また、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)	当中間連結会計期間末 (平成20年8月31日)	前連結会計年度末 (平成20年2月29日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、54,929百万円であります。</p> <p>※2. _____</p> <p>3. 偶発債務 下記関係会社の金融機関からの借入に対して保証を行っております。 (株)北海道ファミリーマート 102百万円 ファミマクレジット(株) 3,993百万円 SIAM DCM CO., LTD. 36百万円 <hr/>計 4,132百万円 なお、再保証のある債務保証については、当社の負担額を記載しております。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、54,902百万円であります。</p> <p>※2. 当中間連結会計期間末日は金融機関休業日のため、次の中間連結会計期間末日決済額が当中間連結会計期間末残高に含まれております。 支払手形及び買掛金 49,379百万円</p> <p>3. 偶発債務 下記関係会社の金融機関からの借入に対して保証を行っております。 (株)北海道ファミリーマート 121百万円 ファミマクレジット(株) 3,175百万円 SIAM DCM CO., LTD. 134百万円 <hr/>計 3,431百万円 なお、再保証のある債務保証については、当社の負担額を記載しております。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、54,976百万円であります。</p> <p>※2. _____</p> <p>3. 偶発債務 下記関係会社の金融機関からの借入に対して保証を行っております。 (株)北海道ファミリーマート 117百万円 ファミマクレジット(株) 3,993百万円 China CVS (Cayman Islands) Holding Corp. 7百万円 <hr/>計 4,118百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)																																																																																																																																													
<p>※1. 前期損益修正益の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">システム入替損失</td> <td style="text-align: right;">173</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>計上超過額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>店舗閉鎖に伴う損失計上超過額</td> <td style="text-align: right;">88</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">262</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">8</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">7</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 固定資産売却損及び固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">売却損 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">除却損 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">57</td> <td style="text-align: right;">650</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">42</td> <td style="text-align: right;">68</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">142</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">103</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">861</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4. 固定資産売却損、固定資産除却損、リース解約金及び店舗賃借解約損には、店舗閉鎖に係る損失が含まれておりません。</p> <p>※5. 減損損失</p> <p>当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及びその他については、当該資産単独で資産のグルーピングを行っております。</p> <p>主に収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（土地195百万円、建物365百万円、リース資産242百万円、その他118百万円）として特別損失に計上いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 25%;">種類</th> <th style="width: 45%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>静岡県 静岡市 他</td> <td>土地、建物、 リース資産等</td> <td style="text-align: right;">922</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は、主として使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.25%で割り引いて算定しております。</p> <p>このほか、持分法適用関連会社でも同様の方法により減損損失を計上しており、当社持分相当額を持分法による投資損益として取り込んでおります（43百万円）。</p>	システム入替損失	173	百万円	計上超過額			店舗閉鎖に伴う損失計上超過額	88	百万円	計	262	百万円	建物及び構築物	8	百万円	器具及び備品	7	百万円	その他	0	百万円	計	16	百万円		売却損 (百万円)	除却損 (百万円)	建物及び構築物	57	650	器具及び備品	42	68	その他	3	142	計	103	861	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	静岡県 静岡市 他	土地、建物、 リース資産等	922	<p>※1. —————</p> <p>※2. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">38</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">22</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">65</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 固定資産売却損及び固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">売却損 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">除却損 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">62</td> <td style="text-align: right;">390</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">50</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">188</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">115</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">587</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4. 同左</p> <p>※5. 減損損失</p> <p>当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及びその他については、当該資産単独で資産のグルーピングを行っております。</p> <p>主に収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（建物 466百万円、リース資産 371百万円、その他 171百万円）として特別損失に計上いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 25%;">種類</th> <th style="width: 45%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>岩手県 宮古市 他</td> <td>建物、 リース資産等</td> <td style="text-align: right;">1,009</td> </tr> </tbody> </table> <p>回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.46%で割り引いて算定し、正味売却価額については、主として路線価による相続税評価額に基づき算定しております。なお、対象資産の処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断されたものについては、正味売却価額をゼロとして評価しております。</p> <p>このほか、持分法適用関連会社でも同様の方法により減損損失を計上しており、当社持分相当額を持分法による投資損益として取り込んでおります（25百万円）。</p>	建物及び構築物	38	百万円	器具及び備品	22	百万円	土地	4	百万円	その他	0	百万円	計	65	百万円		売却損 (百万円)	除却損 (百万円)	建物及び構築物	62	390	器具及び備品	50	7	その他	2	188	計	115	587	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	岩手県 宮古市 他	建物、 リース資産等	1,009	<p>※1. 前期損益修正益の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">システム入替損失</td> <td style="text-align: right;">173</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>計上超過額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>店舗閉鎖に伴う損失計上超過額</td> <td style="text-align: right;">144</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">320</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">83</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">21</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">109</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 固定資産売却損及び固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">売却損 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">除却損 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">133</td> <td style="text-align: right;">1,454</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">88</td> <td style="text-align: right;">367</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">67</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">64</td> <td style="text-align: right;">360</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">287</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,249</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4. 同左</p> <p>※5. 減損損失</p> <p>当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及びその他については、当該資産単独で資産のグルーピングを行っております。</p> <p>主に収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（土地 195百万円、建物 962百万円、リース資産542百万円、その他 265百万円）として特別損失に計上いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 25%;">種類</th> <th style="width: 45%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>静岡県 静岡市 他</td> <td>土地、建物、 リース資産等</td> <td style="text-align: right;">1,966</td> </tr> </tbody> </table> <p>回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを7.31%で割り引いて算定し、正味売却価額については、主として路線価による相続税評価額に基づき算定しております。なお、対象資産の処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断されたものについては、正味売却価額をゼロとして評価しております。</p> <p>このほか、持分法適用関連会社でも同様の方法により減損損失を計上しており、当社持分相当額を持分法による投資損益として取り込んでおります（124百万円）。</p>	システム入替損失	173	百万円	計上超過額			店舗閉鎖に伴う損失計上超過額	144	百万円	その他	2	百万円	計	320	百万円	建物及び構築物	83	百万円	器具及び備品	21	百万円	土地	3	百万円	その他	1	百万円	計	109	百万円		売却損 (百万円)	除却損 (百万円)	建物及び構築物	133	1,454	器具及び備品	88	367	ソフトウェア	—	67	その他	64	360	計	287	2,249	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	静岡県 静岡市 他	土地、建物、 リース資産等	1,966
システム入替損失	173	百万円																																																																																																																																													
計上超過額																																																																																																																																															
店舗閉鎖に伴う損失計上超過額	88	百万円																																																																																																																																													
計	262	百万円																																																																																																																																													
建物及び構築物	8	百万円																																																																																																																																													
器具及び備品	7	百万円																																																																																																																																													
その他	0	百万円																																																																																																																																													
計	16	百万円																																																																																																																																													
	売却損 (百万円)	除却損 (百万円)																																																																																																																																													
建物及び構築物	57	650																																																																																																																																													
器具及び備品	42	68																																																																																																																																													
その他	3	142																																																																																																																																													
計	103	861																																																																																																																																													
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																																																																																																																																												
店舗	静岡県 静岡市 他	土地、建物、 リース資産等	922																																																																																																																																												
建物及び構築物	38	百万円																																																																																																																																													
器具及び備品	22	百万円																																																																																																																																													
土地	4	百万円																																																																																																																																													
その他	0	百万円																																																																																																																																													
計	65	百万円																																																																																																																																													
	売却損 (百万円)	除却損 (百万円)																																																																																																																																													
建物及び構築物	62	390																																																																																																																																													
器具及び備品	50	7																																																																																																																																													
その他	2	188																																																																																																																																													
計	115	587																																																																																																																																													
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																																																																																																																																												
店舗	岩手県 宮古市 他	建物、 リース資産等	1,009																																																																																																																																												
システム入替損失	173	百万円																																																																																																																																													
計上超過額																																																																																																																																															
店舗閉鎖に伴う損失計上超過額	144	百万円																																																																																																																																													
その他	2	百万円																																																																																																																																													
計	320	百万円																																																																																																																																													
建物及び構築物	83	百万円																																																																																																																																													
器具及び備品	21	百万円																																																																																																																																													
土地	3	百万円																																																																																																																																													
その他	1	百万円																																																																																																																																													
計	109	百万円																																																																																																																																													
	売却損 (百万円)	除却損 (百万円)																																																																																																																																													
建物及び構築物	133	1,454																																																																																																																																													
器具及び備品	88	367																																																																																																																																													
ソフトウェア	—	67																																																																																																																																													
その他	64	360																																																																																																																																													
計	287	2,249																																																																																																																																													
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																																																																																																																																												
店舗	静岡県 静岡市 他	土地、建物、 リース資産等	1,966																																																																																																																																												

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年3月1日 至平成19年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	97,683	—	—	97,683
合計	97,683	—	—	97,683
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2	5,284	3	2,930	2,356
合計	5,284	3	2,930	2,356

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,930千株は、主に㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモへの譲渡による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年4月19日 取締役会	普通株式	2,125	23.00	平成19年2月28日	平成19年5月9日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年10月10日 取締役会	普通株式	2,669	利益剰余金	28.00	平成19年8月31日	平成19年11月9日

当中間連結会計期間（自平成20年3月1日 至平成20年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当中間連結会計期間 増加株式数（千株）	当中間連結会計期間 減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	97,683	—	—	97,683
合計	97,683	—	—	97,683
自己株式				
普通株式（注）1,2	2,358	4	0	2,362
合計	2,358	4	0	2,362

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年4月18日 取締役会	普通株式	3,050	32.00	平成20年2月29日	平成20年5月8日

（2）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年10月9日 取締役会	普通株式	3,240	利益剰余金	34.00	平成20年8月31日	平成20年11月10日

前連結会計年度（自平成19年3月1日 至平成20年2月29日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	97,683	—	—	97,683
合計	97,683	—	—	97,683
自己株式				
普通株式（注）1,2	5,284	5	2,930	2,358
合計	5,284	5	2,930	2,358

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,930千株は、主に(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモへの譲渡による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年4月19日 取締役会	普通株式	2,125	23.00	平成19年2月28日	平成19年5月9日
平成19年10月10日 取締役会	普通株式	2,669	28.00	平成19年8月31日	平成19年11月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年4月18日 取締役会	普通株式	3,050	利益剰余金	32.00	平成20年2月29日	平成20年5月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年3月1日 至平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
1. 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年8月31日現在)	1. 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年8月31日現在)	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年2月29日現在)
現金及び預金勘定 81,889百万円	現金及び預金勘定 115,269百万円	現金及び預金勘定 84,861百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △5百万円	容易に換金可能で価値の変動について僅少なリスクしか負わない運用期間が3ヶ月以内の有価証券 44,987百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △5百万円
容易に換金可能で価値の変動について僅少なリスクしか負わない運用期間が3ヶ月以内の有価証券 8,990百万円	現金及び現金同等物 160,257百万円	容易に換金可能で価値の変動について僅少なリスクしか負わない運用期間が3ヶ月以内の有価証券 13,988百万円
現金及び現金同等物 90,873百万円		現金及び現金同等物 98,844百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)					前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	中間 期末残高 相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	中間 期末残高 相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
器具及び備品	77,779	28,872	1,416	47,490	器具及び備品	77,560	31,469	1,771	44,320	器具及び備品	76,640	29,522	1,663	45,454
ソフトウェア	4,017	503	—	3,513	ソフトウェア	4,179	1,194	—	2,985	ソフトウェア	4,170	846	—	3,323
合計	81,796	29,376	1,416	51,004	合計	81,739	32,663	1,771	47,305	合計	80,810	30,369	1,663	48,777
② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 10,902百万円 1年超 44,316百万円 計 55,219百万円 リース資産減損勘定の残高 1,034百万円					② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 11,180百万円 1年超 40,268百万円 計 51,449百万円 リース資産減損勘定の残高 1,373百万円					② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 11,028百万円 1年超 42,182百万円 計 53,210百万円 リース資産減損勘定の残高 1,177百万円				
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 6,003百万円 リース資産減損勘定の取崩額 143百万円 減価償却費相当額 5,437百万円 支払利息相当額 698百万円 減損損失 242百万円					③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 6,235百万円 リース資産減損勘定の取崩額 175百万円 減価償却費相当額 5,620百万円 支払利息相当額 688百万円 減損損失 371百万円					③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 12,132百万円 リース資産減損勘定の取崩額 299百万円 減価償却費相当額 10,990百万円 支払利息相当額 1,406百万円 減損損失 542百万円				
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左					④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左				
(貸主側) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 236百万円 1年超 1,829百万円 計 2,066百万円					(貸主側) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 204百万円 1年超 1,421百万円 計 1,626百万円					(貸主側) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 202百万円 1年超 1,520百万円 計 1,722百万円				
(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。				
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年以内 1,086百万円 1年超 5,427百万円 計 6,514百万円 (貸主側) 1年以内 300百万円 1年超 2,286百万円 計 2,587百万円					2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年以内 1,285百万円 1年超 5,473百万円 計 6,759百万円 (貸主側) 1年以内 252百万円 1年超 1,753百万円 計 2,005百万円					2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年以内 1,101百万円 1年超 5,113百万円 計 6,215百万円 (貸主側) 1年以内 249百万円 1年超 1,875百万円 計 2,124百万円				
(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。				

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年8月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	17,966	17,964	△1
(2) 社債	1,000	995	△4
(3) その他	—	—	—
合計	18,966	18,960	△5

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	6,048	5,708	△340
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	7,708	7,734	26
合計	13,756	13,443	△313

(注) 持分法適用関連会社の所有有価証券の時価評価に係る差額金等について、税効果相当額控除後の金額 (14百万円) を中間連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含めて表示しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容 (上記1. を除く)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	399

当中間連結会計期間末（平成20年8月31日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 国債・地方債等	13,982	14,001	19
(2) 社債	403	405	1
(3) その他	4,999	4,999	△0
合計	19,386	19,406	20

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	6,879	5,237	△1,641
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	7,214	7,214	—
合計	14,093	12,452	△1,641

(注) 持分法適用関連会社の所有有価証券の時価評価に係る差額金等について、税効果相当額控除後の金額（10百万円）を中間連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含めて表示しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容（上記1. を除く）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
譲渡性預金	30,000
非上場株式	289

前連結会計年度末（平成20年2月29日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	17,982	18,018	36
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	17,982	18,018	36

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	6,046	4,242	△1,803
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	3,771	3,771	—
合計	9,817	8,013	△1,803

(注) 持分法適用関連会社の所有有価証券の時価評価に係る差額金等について、税効果相当額控除後の金額（7百万円）を連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含めて表示しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容（上記1. を除く）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	307

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

中間期末残高がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成20年3月1日 至平成20年8月31日）

中間期末残高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自平成19年3月1日 至平成20年2月29日）

期末残高がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成20年3月1日 至平成20年8月31日）

該当事項はありません。

前連結会計年度（自平成19年3月1日 至平成20年2月29日）

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	コンビニエンスストア事業 (百万円)	EC関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業総収入						
(1) 外部顧客に対する 営業総収入	131,197	29,872	538	161,608	—	161,608
(2) セグメント間の内部 営業総収入又は振替高	119	2,037	504	2,661	(2,661)	—
計	131,317	31,909	1,042	164,269	(2,661)	161,608
営業費用	111,071	31,282	962	143,316	(289)	143,027
営業利益	20,245	627	79	20,952	(2,372)	18,580

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は、グループ各社の事業内容を基準として区分しております。

2. 各事業区分の主な内容

コンビニエンスストア事業…フランチャイズ方式によるコンビニエンスストア「ファミリーマート」のチェーン展開及びエリアフランチャイズ方式によるチェーン展開

EC関連事業……………Webサイト等による通信販売、マルチメディア端末「Famiポート」を通じたサービスの提供及び商品開発等

その他事業……………会計事務請負等店舗関連サービス事業、クレジットカード事業、食品製造事業等

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額

消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額（百万円）	主な内容
2,372	当社の管理部門等に係る費用

当中間連結会計期間（自平成20年3月1日 至平成20年8月31日）

	コンビニエンス ストア事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業総収入					
(1) 外部顧客に対する 営業総収入	144,097	2,922	147,020	—	147,020
(2) セグメント間の内部 営業総収入又は振替高	95	1,168	1,263	(1,263)	—
計	144,192	4,091	148,284	(1,263)	147,020
営業費用	120,929	3,207	124,136	1,194	125,331
営業利益	23,263	883	24,147	(2,458)	21,689

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は、グループ各社の事業内容を基準として区分しております。

2. 各事業区分の主な内容

コンビニエンスストア事業…フランチャイズ方式によるコンビニエンスストア「ファミリーマート」のチェーン展開及びエリアフランチャイズ方式によるチェーン展開
 その他事業……………E C 関連事業、会計事務請負等店舗関連サービス事業、クレジットカード事業、食品製造事業等

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額

消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額（百万円）	主な内容
2,458	当社の管理部門等に係る費用

4. 「第5 経理の状況 1. 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 追加情報」に記載のとおり、当中間連結会計期間より㈱ファミマ・ドット・コム（連結子会社）において、「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年3月30日 実務対応報告第17号）の趣旨に鑑み、委託契約取引に係る売上高の計上方法を従来の総額表示から純額表示に変更いたしました。この変更により、「E C 関連事業」の外部顧客に対する営業総収入は27,243百万円、セグメント間の内部営業総収入又は振替高は1,927百万円、営業費用は29,170百万円それぞれ減少しております。

この結果、従来の「E C 関連事業」は営業総収入、営業利益のいずれも全セグメントの合計額に占める割合が10%未満となったため、「その他事業」に含めて開示しております。

なお、前中間連結会計期間及び前連結会計年度のセグメント情報を、当中間連結会計期間において用いた事業区分の方法により区分すると次のようになります。

前中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	コンビニエンス ストア事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業総収入					
(1) 外部顧客に対する 営業総収入	131,197	2,897	134,095	—	134,095
(2) セグメント間の内部 営業総収入又は振替高	119	813	933	(933)	—
計	131,317	3,711	135,028	(933)	134,095
営業費用	111,071	3,003	114,075	1,439	115,514
営業利益	20,245	707	20,952	(2,372)	18,580

前連結会計年度（自平成19年3月1日 至平成20年2月29日）

	コンビニエンス ストア事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業総収入					
(1) 外部顧客に対する 営業総収入	260,575	5,669	266,245	—	266,245
(2) セグメント間の内部 営業総収入又は振替高	183	1,644	1,828	(1,828)	—
計	260,759	7,314	268,073	(1,828)	266,245
営業費用	225,719	6,068	231,787	3,244	235,031
営業利益	35,040	1,246	36,286	(5,072)	31,214

(注) ㈱ファミマ・ドット・コムの特許契約取引に係る売上高の計上方法を従来の総額表示から純額表示に変更した上で作成しております。

前連結会計年度（自平成19年3月1日 至平成20年2月29日）

	コンビニエンスストア事業 (百万円)	EC関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業総収入						
(1) 外部顧客に対する 営業総収入	260,575	57,770	1,092	319,439	—	319,439
(2) セグメント間の内部 営業総収入又は振替高	183	3,728	1,064	4,976	(4,976)	—
計	260,759	61,499	2,157	324,415	(4,976)	319,439
営業費用	225,719	60,418	1,992	288,129	95	288,225
営業利益	35,040	1,081	165	36,286	(5,072)	31,214

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は、グループ各社の事業内容を基準として区分しております。

2. 各事業区分の主な内容

コンビニエンスストア事業…フランチャイズ方式によるコンビニエンスストア「ファミリーマート」のチェーン展開及びエリアフランチャイズ方式によるチェーン展開

EC関連事業……………Webサイト等による通信販売、マルチメディア端末「Famiポート」を通じたサービスの提供及び商品開発等

その他事業……………会計事務請負等店舗関連サービス事業、クレジットカード事業、食品製造事業等

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額

消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額（百万円）	主な内容
5,072	当社の管理部門等に係る費用

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業総収入						
(1) 外部顧客に対する営業総収入	136,733	24,182	692	161,608	—	161,608
(2) セグメント間の内部営業総収入 又は振替高	294	21	—	315	(315)	—
計	137,027	24,203	692	161,923	(315)	161,608
営業費用	116,106	23,678	1,185	140,970	2,057	143,027
営業損益	20,921	524	△492	20,952	(2,372)	18,580

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 日本以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 アジア …台湾、タイ王国
 その他の地域…アメリカ合衆国
 3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額

消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額（百万円）	主な内容
2,372	当社の管理部門等に係る費用

当中間連結会計期間（自平成20年3月1日 至平成20年8月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業総収入						
(1) 外部顧客に対する営業総収入	122,964	23,416	639	147,020	—	147,020
(2) セグメント間の内部営業総収入 又は振替高	296	8	—	304	(304)	—
計	123,260	23,425	639	147,325	(304)	147,020
営業費用	99,648	22,419	1,110	123,177	2,153	125,331
営業損益	23,611	1,005	△470	24,147	(2,458)	21,689

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 日本以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 アジア …台湾、タイ王国
 その他の地域…アメリカ合衆国
 3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額

消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額（百万円）	主な内容
2,458	当社の管理部門等に係る費用

4. 「第5 経理の状況 1. 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 追加情報」に記載のとおり、当中間連結会計期間より(株)ファミマ・ドット・コム（連結子会社）において、「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年3月30日 実務対応報告第17号）の趣旨に鑑み、委託契約取引に係る売上高の計上方法を従来の総額表示から純額表示に変更いたしました。この変更により、「日本」の外部顧客に対する営業総収入及び営業費用はそれぞれ27,243百万円減少しております。

前連結会計年度（自平成19年3月1日 至平成20年2月29日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業総収入						
(1) 外部顧客に対する営業総収入	268,442	49,587	1,409	319,439	—	319,439
(2) セグメント間の内部営業総収入 又は振替高	608	—	—	608	(608)	—
計	269,050	49,587	1,409	320,048	(608)	319,439
営業費用	234,129	47,218	2,413	283,761	4,463	288,225
営業損益	34,921	2,369	△1,004	36,286	(5,072)	31,214

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 日本以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア …台湾、タイ王国

その他の地域…アメリカ合衆国

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額

消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額（百万円）	主な内容
5,072	当社の管理部門等に係る費用

【海外営業総収入】

前中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

		アジア	その他の地域	計
I 海外営業総収入	(百万円)	24,456	692	25,149
II 連結営業総収入	(百万円)	—	—	161,608
III 連結営業総収入に占める海外営業総収入の割合	(%)	15.1	0.4	15.5

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 アジア……………台湾、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国
 その他の地域…アメリカ合衆国
 3. 海外営業総収入は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における営業総収入であります。

当中間連結会計期間（自平成20年3月1日 至平成20年8月31日）

		アジア	その他の地域	計
I 海外営業総収入	(百万円)	23,654	639	24,293
II 連結営業総収入	(百万円)	—	—	147,020
III 連結営業総収入に占める海外営業総収入の割合	(%)	16.1	0.4	16.5

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 アジア……………台湾、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国
 その他の地域…アメリカ合衆国
 3. 海外営業総収入は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における営業総収入であります。
 4. 「第5 経理の状況 1. 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 追加情報」に記載のとおり、当中間連結会計期間より(株)ファミマ・ドット・コム(連結子会社)において、「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年3月30日 実務対応報告第17号)の趣旨に鑑み、委託契約取引に係る売上高の計上方法を従来の総額表示から純額表示に変更いたしました。この変更により、連結営業総収入は27,243百万円減少しております。
 なお、当中間連結会計期間と同様の表示方法による場合の前中間連結会計期間及び前連結会計年度の連結営業総収入に占める海外営業総収入の割合は、それぞれ18.7% (アジア18.2%、その他の地域0.5%) 及び19.3% (アジア18.8%、その他の地域0.5%) であります。

前連結会計年度（自平成19年3月1日 至平成20年2月29日）

		アジア	その他の地域	計
I 海外営業総収入	(百万円)	50,018	1,409	51,428
II 連結営業総収入	(百万円)	—	—	319,439
III 連結営業総収入に占める海外営業総収入の割合	(%)	15.7	0.4	16.1

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 アジア……………台湾、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国
 その他の地域…アメリカ合衆国
 3. 海外営業総収入は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における営業総収入であります。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1株当たり純資産額 1,903.27円 1株当たり中間純利益金額 111.83円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 2,002.84円 1株当たり中間純利益金額 123.22円 同左	1株当たり純資産額 1,921.63円 1株当たり当期純利益金額 173.47円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
中間(当期)純利益 (百万円)	10,473	11,745	16,438
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	58
(うち在外連結子会社の利益処分による役員賞与金) (百万円)	(-)	(-)	(58)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	10,473	11,745	16,379
普通株式の期中平均株式数 (千株)	93,653	95,322	94,424

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)	当中間連結会計期間末 (平成20年8月31日)	前連結会計年度末 (平成20年2月29日)
純資産の部の合計額 (百万円)	189,411	198,714	191,281
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	7,980	7,804	8,102
(うち在外連結子会社の利益処分による役員賞与金) (百万円)	(-)	(-)	(58)
(うち少数株主持分) (百万円)	(7,980)	(7,804)	(8,044)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	181,431	190,910	183,178
中間期末(期末)の普通株式の数 (千株)	95,326	95,320	95,324

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年8月31日)		当中間会計期間末 (平成20年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		71,015		102,697		74,549	
2. 加盟店貸金		7,070		17,603		8,418	
3. 有価証券		14,973		44,987		13,988	
4. たな卸資産		2,013		2,421		2,160	
5. 繰延税金資産		2,607		1,733		2,479	
6. 短期貸付金		94		60		63	
7. 未収入金		16,872		21,947		15,920	
8. その他		17,518		16,686		17,935	
9. 貸倒引当金		△222		△163		△270	
流動資産合計		131,944	42.8	207,974	53.5	135,245	43.2
II 固定資産	※1						
1. 有形固定資産							
(1) 自有有形固定資産							
1. 建物		4,371		4,390		4,346	
2. 器具及び備品		884		858		889	
3. その他		9,324		8,979		8,963	
自有有形固定資産合計		14,580	4.7	14,229	3.7	14,199	4.6
(2) 貸与有形固定資産							
1. 建物		15,082		14,725		14,691	
2. 器具及び備品		2,833		2,075		2,270	
3. その他		6,591		6,121		6,224	
貸与有形固定資産合計		24,507	8.0	22,922	5.9	23,186	7.4
有形固定資産合計		39,088	12.7	37,152	9.6	37,385	12.0
2. 無形固定資産		4,035	1.3	4,563	1.2	4,498	1.4
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		27,312		29,840		27,675	
(2) 繰延税金資産		6,765		9,236		7,549	
(3) 敷金		86,383		90,618		88,316	
(4) その他		22,017		20,915		21,455	
(5) 貸倒引当金		△1,781		△1,628		△1,624	
(6) 投資等損失引当金		△7,297		△10,152		△7,712	
投資その他の資産合計		133,400	43.2	138,829	35.7	135,659	43.4
固定資産合計		176,523	57.2	180,545	46.5	177,544	56.8
資産合計		308,467	100.0	388,520	100.0	312,789	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年8月31日)		当中間会計期間末 (平成20年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成20年2月29日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金	※2	3,885		7,936		3,319	
2. 加盟店買掛金	※2	56,475		105,059		47,698	
3. 加盟店預り金		4,516		1,346		3,013	
4. 未払法人税等		7,331		8,305		6,603	
5. 預り金		26,257		42,686		37,565	
6. その他		16,249		19,685		18,911	
流動負債合計		114,716	37.2	185,019	47.6	117,111	37.4
II 固定負債							
1. 退職給付引当金		5,064		5,174		5,092	
2. 役員退職慰労引当金		479		536		530	
3. 預り敷金		6,605		6,487		6,447	
4. その他		887		1,159		1,006	
固定負債合計		13,037	4.2	13,358	3.5	13,077	4.2
負債合計		127,754	41.4	198,378	51.1	130,189	41.6
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		16,658	5.4	16,658	4.3	16,658	5.3
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		17,056		17,056		17,056	
(2) その他資本剰余金		331		331		331	
資本剰余金合計		17,388	5.6	17,388	4.5	17,388	5.5
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		2,668		2,668		2,668	
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金		45		2		2	
別途積立金		135,253		145,253		135,253	
繰越利益剰余金		16,506		16,766		19,303	
利益剰余金合計		154,473	50.1	164,690	42.4	157,228	50.3
4. 自己株式		△7,598	△2.4	△7,621	△2.0	△7,604	△2.4
株主資本合計		180,921	58.7	191,116	49.2	183,670	58.7
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		△208	△0.1	△974	△0.3	△1,069	△0.3
評価・換算差額等合計		△208	△0.1	△974	△0.3	△1,069	△0.3
純資産合計		180,713	58.6	190,141	48.9	182,600	58.4
負債・純資産合計		308,467	100.0	388,520	100.0	312,789	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 営業収入							
1. 加盟店からの収入		69,722		75,993		137,580	
加盟店からの収入の対象となる 加盟店売上高は次のとおりであり ます。							
前中間会計期間 536,714百万円 当中間会計期間 586,610百万円 前事業年度 1,062,793百万円							
また直営店売上高との合計は次 のとおりであります。							
前中間会計期間 566,240百万円 当中間会計期間 624,028百万円 前事業年度 1,121,838百万円							
2. その他		7,479		7,010		13,726	
II 売上高							
営業総収入		77,202	(100.0)	83,004	(100.0)	151,306	(100.0)
III 売上原価							
売上総利益		106,728	100.0	120,423	100.0	210,351	100.0
IV 販売費及び一般管理費							
営業総利益		20,870	(70.7)	26,494	(70.8)	41,721	(70.7)
V 営業外収益	※1	(8,655)	(29.3)	(10,923)	(29.2)	(17,323)	(29.3)
VI 営業外費用	※2	85,858	80.4	93,928	78.0	168,630	80.2
経常利益		67,999	63.7	73,645	61.2	139,990	66.6
VII 特別利益	※3	17,858	16.7	20,282	16.8	28,639	13.6
VIII 特別損失	※4、5	1,825	1.7	2,079	1.7	2,861	1.4
税引前中間（当期）純利益		95	0.1	171	0.1	238	0.1
法人税、住民税及び事業税		19,587	18.3	22,190	18.4	31,262	14.9
法人税等調整額		224	0.2	47	0.1	1,068	0.5
中間（当期）純利益		2,517	2.3	4,681	3.9	5,832	2.8
		17,294	16.2	17,556	14.6	26,498	12.6
		6,902		8,049		10,747	
		△84	6.4	△1,006	5.9	△149	5.0
		10,476	9.8	10,513	8.7	15,900	7.6

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年2月28日残高(百万円)	16,658	17,056	812	17,869	2,668	45	127,253	16,154	146,121	△17,037	163,611
中間会計期間中の変動額											
別途積立金の積立							8,000	△8,000	—		—
剰余金の配当								△2,125	△2,125		△2,125
中間純利益								10,476	10,476		10,476
自己株式の取得										△9	△9
自己株式の処分			△480	△480						9,448	8,968
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）											
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	—	—	△480	△480	—	—	8,000	351	8,351	9,439	17,310
平成19年8月31日残高(百万円)	16,658	17,056	331	17,388	2,668	45	135,253	16,506	154,473	△7,598	180,921

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成19年2月28日残高(百万円)	106	163,718
中間会計期間中の変動額		
別途積立金の積立		—
剰余金の配当		△2,125
中間純利益		10,476
自己株式の取得		△9
自己株式の処分		8,968
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△314	△314
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	△314	16,995
平成19年8月31日残高(百万円)	△208	180,713

当中間会計期間（自平成20年3月1日 至平成20年8月31日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成20年2月29日残高(百万円)	16,658	17,056	331	17,388	2,668	2	135,253	19,303	157,228	△7,604	183,670
中間会計期間中の変動額											
別途積立金の積立							10,000	△10,000	—		—
剰余金の配当								△3,050	△3,050		△3,050
中間純利益								10,513	10,513		10,513
自己株式の取得										△17	△17
自己株式の処分			0	0						0	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）											
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	—	—	0	0	—	—	10,000	△2,537	7,462	△16	7,446
平成20年8月31日残高(百万円)	16,658	17,056	331	17,388	2,668	2	145,253	16,766	164,690	△7,621	191,116

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成20年2月29日残高(百万円)	△1,069	182,600
中間会計期間中の変動額		
別途積立金の積立		—
剰余金の配当		△3,050
中間純利益		10,513
自己株式の取得		△17
自己株式の処分		0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	95	95
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	95	7,541
平成20年8月31日残高(百万円)	△974	190,141

前事業年度（自平成19年3月1日 至平成20年2月29日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年2月28日残高(百万円)	16,658	17,056	812	17,869	2,668	45	127,253	16,154	146,121	△17,037	163,611
事業年度中の変動額											
特別償却準備金の取崩						△42		42	—		—
別途積立金の積立							8,000	△8,000	—		—
剰余金の配当								△4,794	△4,794		△4,794
当期純利益								15,900	15,900		15,900
自己株式の取得										△16	△16
自己株式の処分			△480	△480						9,448	8,968
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計 （百万円）	—	—	△480	△480	—	△42	8,000	3,149	11,106	9,432	20,058
平成20年2月29日残高(百万円)	16,658	17,056	331	17,388	2,668	2	135,253	19,303	157,228	△7,604	183,670

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成19年2月28日残高(百万円)	106	163,718
事業年度中の変動額		
特別償却準備金の取崩		—
別途積立金の積立		—
剰余金の配当		△4,794
当期純利益		15,900
自己株式の取得		△16
自己株式の処分		8,968
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,176	△1,176
事業年度中の変動額合計 （百万円）	△1,176	18,882
平成20年2月29日残高(百万円)	△1,069	182,600

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 満期保有目的債券 …償却原価法（定額法） 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの …移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 商品 …主として売価還元法による原価法 貯蔵品 …最終仕入原価法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的債券 …同左 子会社株式及び関連会社株式 …同左 その他有価証券 時価のあるもの …同左 時価のないもの …同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品 …同左 貯蔵品 …同左</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的債券 …同左 子会社株式及び関連会社株式 …同左 その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの …同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品 …同左 貯蔵品 …同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 : 4年から50年 器具及び備品 : 2年から20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>—————</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
	<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から損益処理することとしております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から損益処理することとしております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から損益処理することとしております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際事業年度から損益処理することとしております。</p>
	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する役員慰労金に充てるため、内規に基づく中間会計期間末支給額を計上しております。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する役員慰労金に充てるため、内規に基づく中間会計期間末支給額を計上しております。なお、執行役員に係る引当金67百万円を含めております。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する役員慰労金に充てるため、内規に基づく期末支給額を計上しております。</p>
	<p>(4) 投資等損失引当金 子会社等に対する投資等に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 投資等損失引当金 同左</p>	<p>(4) 投資等損失引当金 同左</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
5. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
6. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年8月31日)	当中間会計期間末 (平成20年8月31日)	前事業年度末 (平成20年2月29日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">39,963百万円</div> ※2. _____	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">39,621百万円</div> ※2. 当中間会計期間末日は金融機関休業日のため、次の中間会計期間末日決済額が当中間会計期間末残高に含まれておりません。 買掛金 3,465百万円 加盟店買掛金 45,871百万円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">39,622百万円</div> ※2. _____
3. 偶発債務 下記関係会社の金融機関からの借入に対して保証を行っております。 Siam FamilyMart Co.,Ltd. 257百万円 (株)北海道ファミリーマート 102百万円 ファミマクレジット(株) 3,993百万円 SIAM DCM CO.,LTD. 36百万円 <hr/> 計 4,389百万円 なお、再保証のある債務保証については、当社の負担額を記載しております。	3. 偶発債務 下記関係会社の金融機関からの借入に対して保証を行っております。 Siam FamilyMart Co.,Ltd. 172百万円 (株)北海道ファミリーマート 121百万円 ファミマクレジット(株) 3,175百万円 SIAM DCM CO.,LTD. 134百万円 <hr/> 計 3,604百万円 なお、再保証のある債務保証については、当社の負担額を記載しております。	3. 偶発債務 下記関係会社の金融機関からの借入に対して保証を行っております。 Siam FamilyMart Co.,Ltd. 256百万円 (株)北海道ファミリーマート 117百万円 ファミマクレジット(株) 3,993百万円 China CVS (Cayman Islands) Holding Corp. 3百万円 <hr/> 計 4,371百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)																								
※1. 営業外収益の主要項目 受取利息 791百万円 受取配当金 891百万円 ※2. 営業外費用の主要項目 支払利息 31百万円 為替差損 38百万円 ※3. 特別利益の主要項目 前期損益修正益 システム入替損失計上 173百万円 超過額 貸倒引当金戻入益 29百万円 ※4. 特別損失の主要項目 固定資産処分損 建物 528百万円 器具及び備品 67百万円 その他 164百万円 計 760百万円 減損損失 856百万円 投資等損失引当金 98百万円 繰入額 店舗賃借解約損 349百万円 ※5. 減損損失 当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及びその他については、当該資産単独で資産のグルーピングをしております。 主に収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（土地 195百万円、建物 305百万円、リース資産 242百万円、その他 111百万円）として特別損失に計上いたしました。	※1. 営業外収益の主要項目 受取利息 787百万円 受取配当金 1,046百万円 ※2. 営業外費用の主要項目 支払利息 33百万円 為替差損 116百万円 ※3. 特別利益の主要項目 貸倒引当金戻入益 27百万円 ※4. 特別損失の主要項目 固定資産処分損 建物 311百万円 器具及び備品 3百万円 その他 200百万円 計 514百万円 減損損失 998百万円 投資等損失引当金 2,440百万円 繰入額 店舗賃借解約損 388百万円 ※5. 減損損失 当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及びその他については、当該資産単独で資産のグルーピングをしております。 主に収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（建物 466百万円、リース資産 371百万円、その他 161百万円）として特別損失に計上いたしました。	※1. 営業外収益の主要項目 受取利息 1,464百万円 受取配当金 923百万円 ※2. 営業外費用の主要項目 支払利息 66百万円 為替差損 112百万円 ※3. 特別利益の主要項目 前期損益修正益 システム入替損失 173百万円 計上超過額 貸倒引当金戻入益 460百万円 受取遅延損害金 317百万円 ※4. 特別損失の主要項目 固定資産処分損 建物 1,246百万円 器具及び備品 255百万円 その他 474百万円 計 1,976百万円 減損損失 1,564百万円 投資等損失引当金 513百万円 繰入額 店舗賃借解約損 926百万円 ※5. 減損損失 当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及びその他については、当該資産単独で資産のグルーピングをしております。 主に収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（土地 195百万円、建物 607百万円、リース資産 542百万円、その他 218百万円）として特別損失に計上いたしました。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>静岡県 静岡市 他</td> <td>土地、建物、 リース資産等</td> <td>856</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は、主として使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.25%で割り引いて算定しております。</p>	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	静岡県 静岡市 他	土地、建物、 リース資産等	856	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>岩手県 宮古市 他</td> <td>建物、リース 資産等</td> <td>998</td> </tr> </tbody> </table> <p>回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.46%で割り引いて算定し、正味売却価額については、主として路線価による相続税評価額に基づき算定しております。なお、対象資産の処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断されたものについては、正味売却価額をゼロとして評価しております。</p>	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	岩手県 宮古市 他	建物、リース 資産等	998	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>静岡県 静岡市 他</td> <td>土地、建物、 リース資産等</td> <td>1,564</td> </tr> </tbody> </table> <p>回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを7.31%で割り引いて算定し、正味売却価額については、主として路線価による相続税評価額に基づき算定しております。なお、対象資産の処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断されたものについては、正味売却価額をゼロとして評価しております。</p>	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	静岡県 静岡市 他	土地、建物、 リース資産等	1,564
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																							
店舗	静岡県 静岡市 他	土地、建物、 リース資産等	856																							
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																							
店舗	岩手県 宮古市 他	建物、リース 資産等	998																							
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																							
店舗	静岡県 静岡市 他	土地、建物、 リース資産等	1,564																							
6. 減価償却実施額 有形固定資産 2,267百万円 無形固定資産 888百万円 計 3,155百万円	6. 減価償却実施額 有形固定資産 2,220百万円 無形固定資産 695百万円 計 2,916百万円	6. 減価償却実施額 有形固定資産 4,685百万円 無形固定資産 1,356百万円 計 6,042百万円																								

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自平成19年3月1日 至平成19年8月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	5,284	3	2,930	2,356
合計	5,284	3	2,930	2,356

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,930千株は、主に㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモへの譲渡による減少であります。

当中間会計期間 (自平成20年3月1日 至平成20年8月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	2,358	4	0	2,362
合計	2,358	4	0	2,362

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

前事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末株式 数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	5,284	5	2,930	2,358
合計	5,284	5	2,930	2,358

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,930千株は、主に㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモへの譲渡による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)					前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失累計額 相当額 (百万円)	中間期末残高 相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失累計額 相当額 (百万円)	中間期末残高 相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失累計額 相当額 (百万円)	中間期末残高 相当額 (百万円)
器具及び備品	77,516	28,691	1,416	47,409	器具及び備品	77,559	31,468	1,771	44,319	器具及び備品	76,583	29,471	1,663	45,448
無形固定資産	4,017	503	—	3,513	無形固定資産	4,179	1,194	—	2,985	無形固定資産	4,170	846	—	3,323
合計	81,534	29,194	1,416	50,923	合計	81,738	32,662	1,771	47,304	合計	80,753	30,318	1,663	48,772
② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 10,832百万円 1年超 44,291百万円 計 55,124百万円 リース資産減損勘定の残高 1,034百万円					② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 11,185百万円 1年超 40,268百万円 計 51,454百万円 リース資産減損勘定の残高 1,373百万円					② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 11,022百万円 1年超 42,182百万円 計 53,204百万円 リース資産減損勘定の残高 1,177百万円				
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 5,936百万円 リース資産減損勘定の取崩額 143百万円 減価償却費相当額 5,405百万円 支払利息相当額 697百万円 減損損失 242百万円					③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 6,238百万円 リース資産減損勘定の取崩額 175百万円 減価償却費相当額 5,620百万円 支払利息相当額 688百万円 減損損失 371百万円					③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 12,119百万円 リース資産減損勘定の取崩額 299百万円 減価償却費相当額 10,976百万円 支払利息相当額 1,407百万円 減損損失 542百万円				
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によりしております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によりしております。					④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左					④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左				
(貸主側) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 236百万円 1年超 1,829百万円 計 2,066百万円					(貸主側) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 204百万円 1年超 1,421百万円 計 1,626百万円					(貸主側) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 202百万円 1年超 1,520百万円 計 1,722百万円				
(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。				
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年以内 802百万円 1年超 4,520百万円 計 5,323百万円 (貸主側) 1年以内 300百万円 1年超 2,286百万円 計 2,587百万円					2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年以内 993百万円 1年超 4,493百万円 計 5,486百万円 (貸主側) 1年以内 252百万円 1年超 1,753百万円 計 2,005百万円					2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年以内 810百万円 1年超 4,095百万円 計 4,905百万円 (貸主側) 1年以内 249百万円 1年超 1,875百万円 計 2,124百万円				
(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。					(注) 上記はすべて転貸リース取引に係るものであります。				

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成19年8月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	4,047	16,240	12,193

当中間会計期間末 (平成20年8月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	5,347	16,797	11,450

前事業年度末 (平成20年2月29日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	5,347	18,104	12,757

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1株当たり純資産額 1,895.74円 1株当たり中間純利益金額 111.87円	1株当たり純資産額 1,994.77円 1株当たり中間純利益金額 110.29円	1株当たり純資産額 1,915.57円 1株当たり当期純利益金額 168.39円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	同左	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日)	前事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
中間(当期)純利益 (百万円)	10,476	10,513	15,900
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	10,476	10,513	15,900
普通株式の期中平均株式数 (千株)	93,653	95,322	94,424

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成19年8月31日)	当中間会計期間末 (平成20年8月31日)	前事業年度末 (平成20年2月29日)
純資産の部の合計額 (百万円)	180,713	190,141	182,600
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	180,713	190,141	182,600
中間期末(期末)の普通株式の数 (千株)	95,326	95,320	95,324

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

第28期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）中間配当については、平成20年10月9日開催の取締役会において、平成20年8月31日現在の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| 1. 中間配当金の総額 | 3,240百万円 |
| 2. 1株当たりの中間配当金 | 34円00銭 |
| 3. 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成20年11月10日 |

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第27期)	自 至	平成19年3月1日 平成20年2月29日	平成20年5月29日 関東財務局長に提出
-------------------------	----------------	--------	-------------------------	-------------------------

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月6日

株式会社ファミリーマート

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	油谷 成恒	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大久保 孝一	印
----------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファミリーマートの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファミリーマート及び連結子会社の平成19年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月5日

株式会社ファミリーマート

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	油谷 成恒	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大久保 孝一	印
----------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファミリーマートの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファミリーマート及び連結子会社の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月6日

株式会社ファミリーマート

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	油谷 成恒	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大久保 孝一	印
----------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファミリーマートの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファミリーマートの平成19年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月5日

株式会社ファミリーマート

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	油谷 成恒	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大久保 孝一	印
----------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファミリーマートの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファミリーマートの平成20年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。